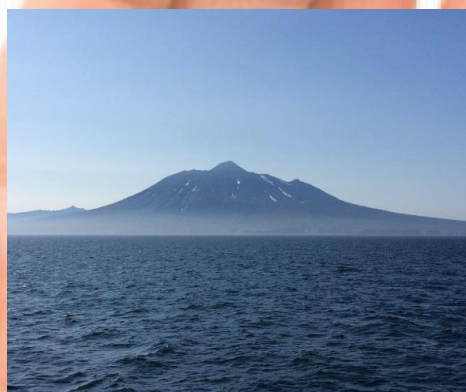
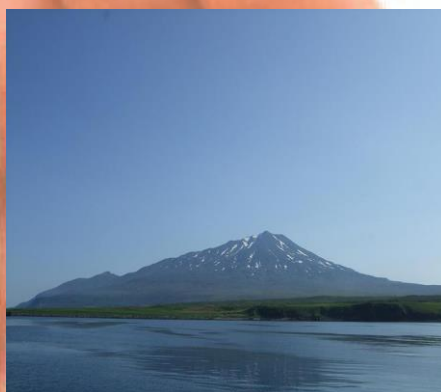


中学生の読みもの 私たちの北方領土

くなしりとう ちやちやだけ
国後島 (爺爺岳)



えとろふとう ちりっぶやま
択捉島 (散布山)



群生する花
はほまいぐんとう ゆりとう
(歯舞群島：勇留島トコマ)



しこたんとう あなまわん
色丹島の夕景 (穴瀬湾)

この「中学生の読みもの」は、北海道教育委員会の協力のもと、北方領土学習資料編集委員会において企画編集いたしました。

公益社団法人 北方領土復帰期成同盟

目次

まえがき	3
1 北方領土とは	4
(1) 北方領土の位置	4
(2) 近くて広い北方領土（面積・距離）	5
(3) 豊かな島、北方領土（島々の自然）	6
2 北方領土の産業	9
(1) 水産業	9
(2) 農・林・畜産業	10
(3) 鉱・工業	11
3 北方領土の歴史	13
(1) 北方領土及び千島列島に住んでいた人々	13
(2) 松前藩と北方領土及び千島列島	13
(3) オランダ探検隊の千島列島確認	16
(4) ロシアの南下	16
(5) 日ロの接触	17
(6) 北方領土の開拓	20
(7) 日露通好条約（下田条約）	22
(8) 樺太千島交換条約	25
(9) 北方領土の発展と島民の生活	26
(10) 占領された島々	28
4 北方領土問題と漁業・北方墓参	30
(1) 北方領土とサンフランシスコ平和条約	30
(2) ヤルタ協定	32
(3) 領土不拡大の原則	33
(4) 日ソ共同宣言と平和条約交渉	33
(5) だ捕と安全操業問題	42
ア だ捕と抑留	42
イ 安全操業	43
ウ 貝殻島昆布採取協定	44
エ 北方四島の安全操業問題	44
オ 200海里問題	45
カ 罰金問題	45
(6) 北方領土への墓参・自由訪問	46
(7) 北方領土との交流	48

5 北方領土返還要求運動	4 9
(1) 運動のはじまり	4 9
(2) 運動のひろがり	5 0
(3) 北方領土の日	5 2
(4) 世論の盛り上がり	5 3
(5) 今後の運動の方向	5 5

[資 料]

(1) 北方領土元居住者調	5 6
(2) 日本国魯西亜国通好条約（下田条約）	5 7
(3) 樺太千島交換条約	5 7
(4) 講和条約（ポーツマス条約）	5 7
(5) 英米共同宣言（大西洋憲章）	5 8
(6) カイロ宣言	5 8
(7) ヤルタ協定	5 8
(8) ポツダム宣言	5 9
(9) サンフランシスコ平和条約	5 9
(10) 日ソ共同宣言（1956）	6 0
(11) 日ソ共同声明（1973）	6 1
(12) 日ソ共同コミュニケ（1986）	6 1
(13) 日ソ共同コミュニケ（1986）	6 2
(14) 日ソ共同コミュニケ（1988）	6 3
(15) 日ソ共同声明（1991）	6 4
(16) 日ロ関係に関する東京宣言（1993）	6 5
(17) クラスノヤルスク合意（1997）	6 5
(18) 川奈合意（1998）	6 5
(19) 日本国とロシア連邦の間の創造的パートナーシップ構築に関する モスクワ宣言（1998）	6 6
(20) 平和条約問題に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の 声明（2000）	6 7
(21) 平和条約問題に関する交渉の今後の継続に関する日本国総理大臣及び ロシア連邦大統領のイルクーツク声明（2001）	6 8
(22) 日露行動計画の採択に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の 共同声明（2003）	6 9
(23) 日露パートナーシップの発展に関する日本国総理大臣とロシア連邦 大統領の共同声明（2013）	7 1
(24) 北方領土歴史年表	7 2
(25) 北方領土の仕事の窓口	8 3
(26) 北方領土学習資料編集委員会委員	8 4



羅臼町の海岸から巡回する漁業取締船を挟んで国後島を望む

まえがき

みなさんは、「北方領土」という言葉を、見たり聞いたりしたことがあると思います。

しかし、北方領土とは、どこにあるのか、どんな島々をいうのか、そこでの人々の生活の様子はどうかであったのか、自然の様子はどうかなのか、などについて答えられる人は少ないのではないのでしょうか。

この本は、北方領土の自然や歴史などについて、中学生のみなさんに理解しやすいようにできるだけわかりやすくまとめたものです。

みなさんが、この本を通して、北方領土の様子を正しく理解するとともに、北方領土が、日本にとって、どれほど大切なものであるかについて認識を深め、これからも、北方領土問題について、一層関心をもって勉強されることを願っています。

ジリの晴れている日には、根室海峡から野付水道に面した浜では、わが故郷^{くなしり}国後が目前に眺められる。秋から冬にかけて、天気の良い夜には、海峡をへだてて、羅臼^{らうす}あたりから、はるかに対岸の古丹消^{こたんけし}の灯が見えるかもしれない。

「あそこには、オレたちの村があって、家も船もあって平和な暮らしをしていたところさ。身内の墓を残してきたんだ。早く帰りたい……。」

(大戸昌雄)

★ジリとは、濃い海霧^{かいむ}のこと

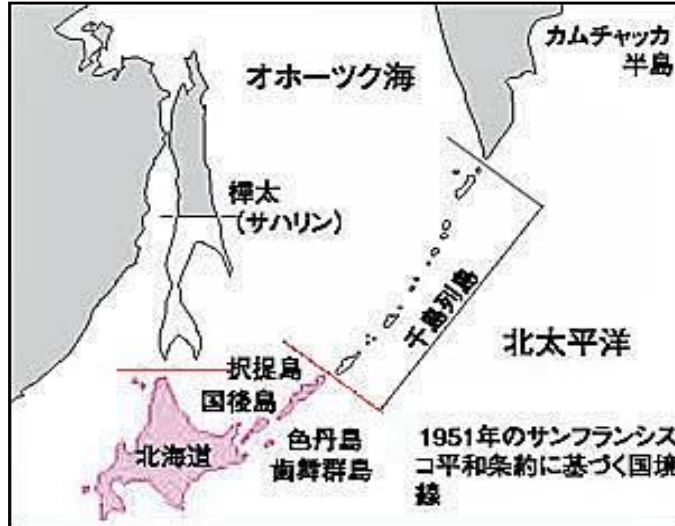
1 北方領土とは

(1) 北方領土の位置

一日も早く返ることを願って、日本がロシアに返還を要求している「北方領土」とは、北海道根室半島に近い^{はほまいぐんとう}歯舞群島、^{しこたんとう}色丹島、^{くなしりとう}国後島、^{えとろふとう}択捉島の四つの島の事です。

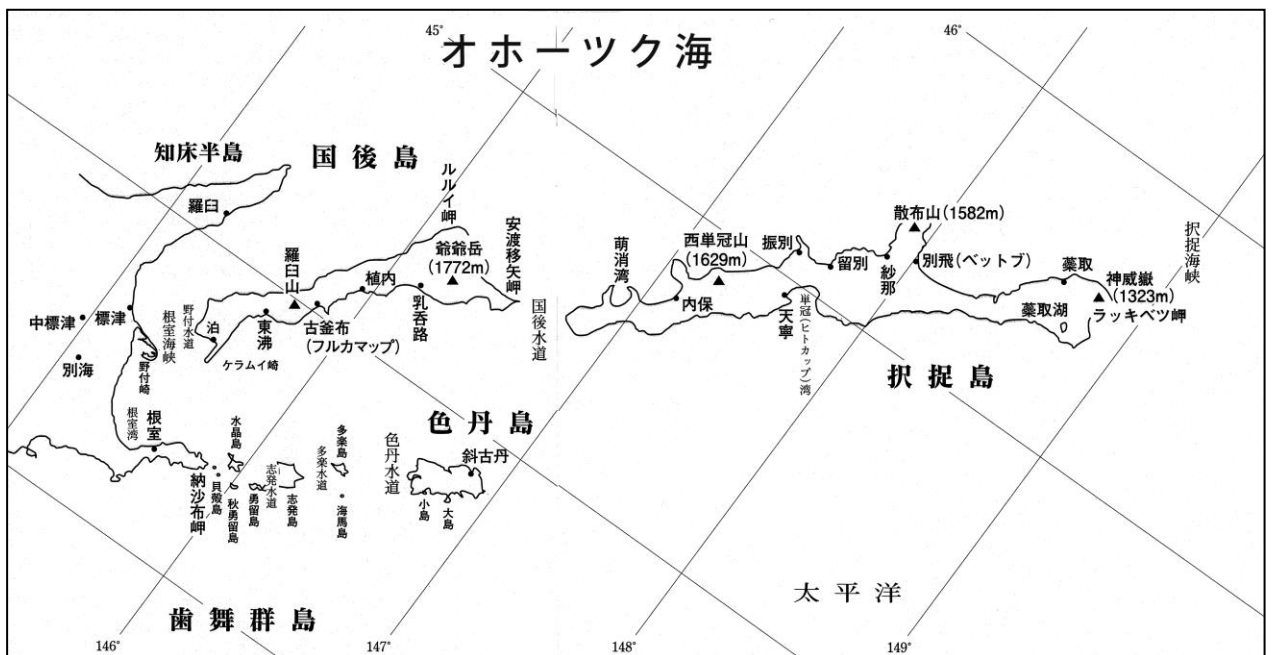
下の「北方領土位置図」をみましょう。

(北方領土の位置図)



歯舞群島は、根室半島の^{のさっふ}納沙布岬から、すぐ目の前に見える^{かいがら}貝殻島や、^{すいしょう}水晶島、^{あきゆり}秋勇留島、^{ゆり}勇留島、^{しほつ}志発島、^{たらく}多楽島などの島々からなっています。色丹島は、さらにその北東にある島です。国後島は、歯舞群島、色丹島の北側にあり、根室半島、^{しれとこ}知床半島にはさまれた位置にあります。択捉島は、国後島の北東にあり、北方領土の中では、一番大きな島です。

(北方領土拡大図)



北方領土は、現在ロシアに占拠されていますが、これらの領土の歴史的な成り立ち、国際法上のいろいろな取り決めなどから考えて、日本の領土であることは明らかであり、ロシアの占拠は、全く理由の成り立たないことです。

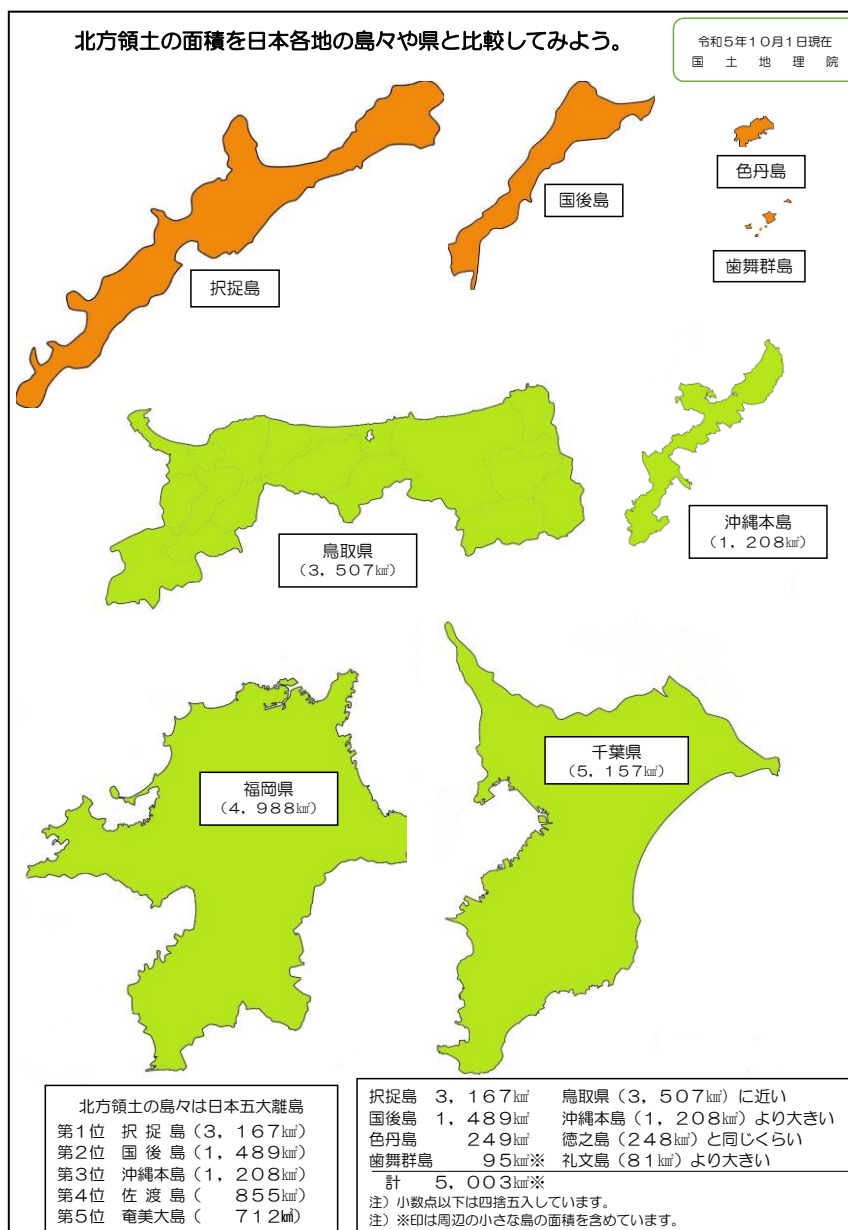
しかも、北方領土の島々は長い間かかって、わたしたちの祖先が大変な苦勞を重ねて開拓してきた島々なのです。

(2) 近くて広い北方領土（面積・距離）

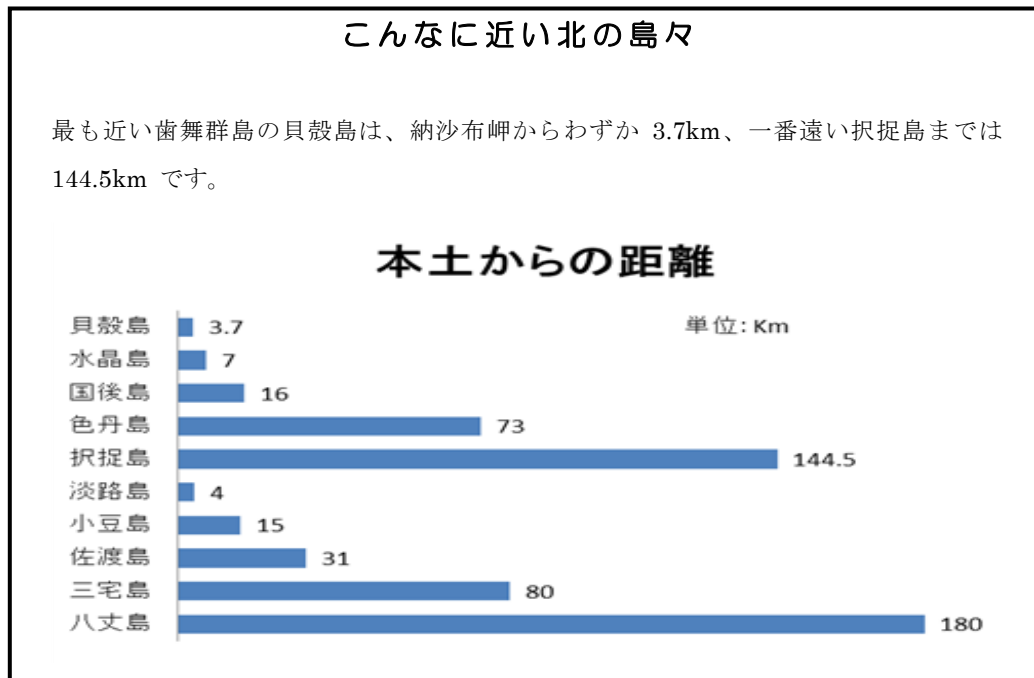
北方領土の島々といえば、北海道の北東の海上に浮かぶ小さな島々という感じを受ける人が多いかも知れません。しかし、実際には決してそうではありません。

北方領土の面積の総計は、5,003 km²で、この広さは、福岡県（4,988 km²）や千葉県（5,157 km²）とほぼ同じくらいに当たります。

また、四島のうち、国後・択捉の両島は、いずれも沖縄本島より大きく、特に択捉島（3,167 km²）は、東京都（2,194 km²）や大阪府（1,905 km²）の面積よりもずっと広く、鳥取県（3,507 km²）の面積に近い、日本で最も大きな島となっています。



根室半島の東端納沙布岬から貝殻島までの距離は、わずか 3.7km しか離れていません。次に近い水晶島までは 7km ですから、望遠鏡で人の姿さえはっきり見ることができます。^{のつけ}野付半島の東端から国後島までの距離は 16km で、冬、流氷におおわれると、まるで陸つづきになったように見えます。下の図でもわかるとおり、北方領土とはこんなに近くにある島々なのです。

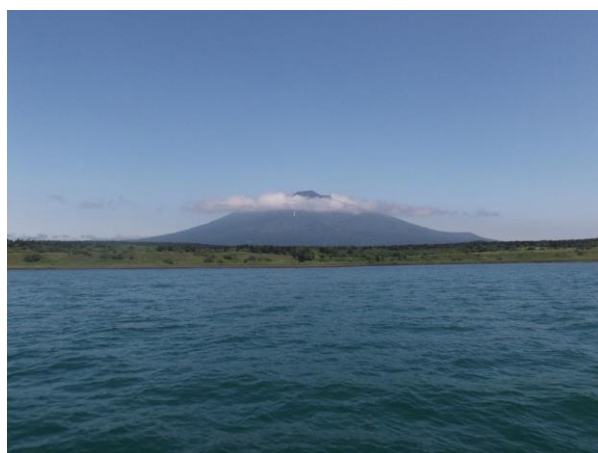


(3) 豊かな島、北方領土（島々の自然）

地形は、千島火山帯が走っているため、火山岩質の島からなっており、択捉島には^{ちりっぶ}散布山、^{やま にしひとかつぶやま}西単冠山、国後島には活火山で有名な^{ちゃちゃだけ}爺爺岳など 1,500m を超える山々があります。川は、択捉島にある最長のシベトロ川でさえ、28km ほどで、いずれも短かく、急流で、所々に滝があります。



^{ちのみち}国後島乳呑路沖から^{ちゃちゃだけ}爺爺岳を望む（昭和初期頃）
（国後島第一の秀峰で海拔 1,722 メートル。）



乳呑路沖から望む爺爺岳
（2011 年(平成 23 年)8 月撮影）

国後島ソコボイの滝

源は爺爺岳及びルルイ山
で林間より流れおちる様
は白帆のようです。



北方領土の島々は、全般的に平野は少ないが、それでも、国後島と択捉島では、海岸に沿ってかなりの平地が広がっています。その中に数多くの湖沼が散在しているのも特徴の一つとなっています。

歯舞群島と色丹島は、地質構造が根室半島とほぼ同じであることから、もともと根室半島と陸つづきであった所が、陥没などによって離島になったものと考えられています。したがってその地形はゆるやかな起伏のある丘陵地であり、ところどころ沼や段丘がみられる地形になっています。

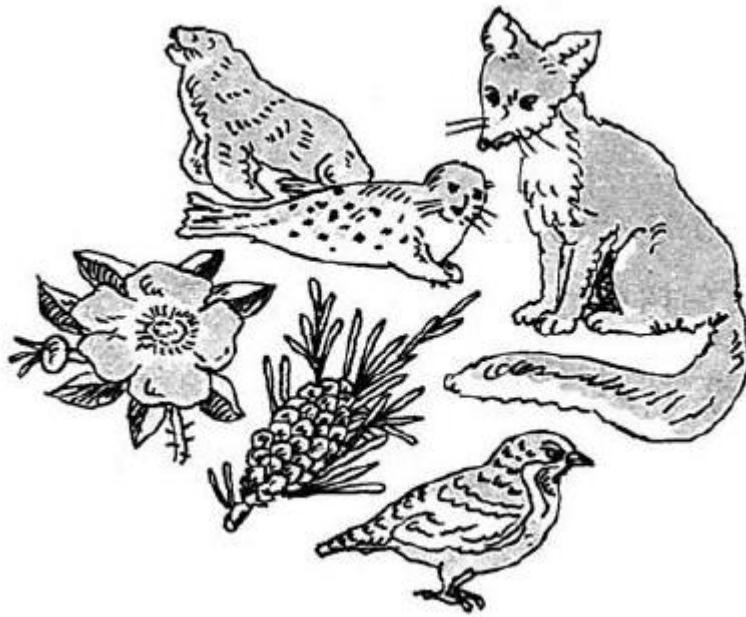
北方領土と千島列島（すなわちウルップ島以北の島々）は、太平洋とオホーツク海を分ける位置にあって、北上する日本海流と南下する千島海流とが接しているため、これが、この地方の気候に大きな影響を与えています。

北方領土の島々の気温は、夏はあまり高くなりません。それでも、6月から10月までの5か月間だけは、月平均気温が10℃を超えますが、いちばん暑い8月でも月平均16℃です。それは、根室や釧路の海岸地方と同じように、夏に海霧（ガス）がかかり、日照時間が少ないことや、オホーツク海から冷たい空気が入ってくるためです。

冬の気温や降水量は、根室地方とほとんど変わらず、2月の平均気温が-6.5℃前後と北海道の内陸部よりあたたかく、雪も少ないという特徴があります。

北方領土と千島列島の島では、自然条件が異なり、動植物の分布にも大きな違いがあります。例えば、国後島、択捉島では北海道と同じようにヒグマが住み、千島列島の島には、シベリアと同じアカグマが住んでいます。また、ネズミ、ウサギなどの種類にも違いが見られます。

植物も同じように、択捉島とウルップ島間の択捉海峡を境に違っています。北方領土には北海道と共通の植物が多く、千島列島の島ではカムチャッカ半島と同種のものが多いということが、研究により明らかになっています。



2 北方領土の産業

北方領土の周辺海域は、暖流（日本海流）と寒流（千島海流）が交わっていることから、豊かな水産資源に恵まれ、世界三大漁場の一つに数えられている所です。

また、国後、択捉両島の開けた原野では農業も営まれ、森林資源も豊かなことから林業も盛んだったといわれています。このように資源に恵まれ、一層の開発が期待されていた北方領土の産業の様子について調べてみましょう。

（1）水産業

北方領土の水産業は、ニシン・タラ漁に始まり、第一次世界大戦後は、サケ・マス・カニ漁に発展していきました。その間、漁船、漁具、漁法の改良や、かん詰の製造技術の目ざましい進歩によって、開発が急速に進められたのです。

歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の沿岸には海藻や貝類も多く、島の人々は、これらの漁獲や加工に励みました。また、歯舞群島では大部分の人々が、コンブ漁に従事していました。

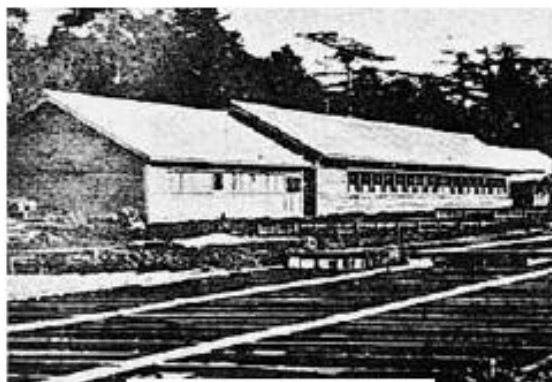
主な漁獲品は、サケ、マス、タラ、タラバガニ、花咲ガニ、クジラ、ナマコ、エビ、ホッキ貝、コンブ、ノリ、フノリ、ギンナンソウなどでした。これらはほとんどが、缶詰、塩蔵、乾そう品えんそうに加工されて、根室や函館に出荷され、国内での消費はもちろんのこと、海外にも多く輸出されました。中でも、コンブは根室から中国などへさかんに輸出されましたし、タラバガニの缶詰は、当時（戦前）から輸出缶詰の花形として重要でした。



択捉島のサケ・マス漁の様子（昭和初期頃）



千島列島の島では、日魯漁業（注）などの大資本の進出が活発になって、カニ漁、サケ・マス流し網漁業など沖合漁業の根拠地になり、盛漁期には出かせぎに來た労働者が、1万人を超え、大変賑わったといわれています。



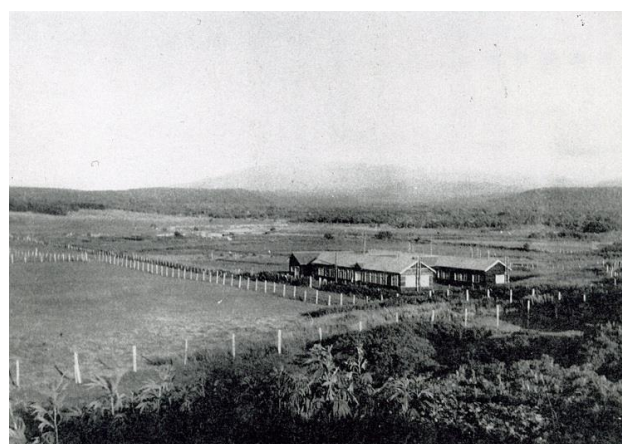
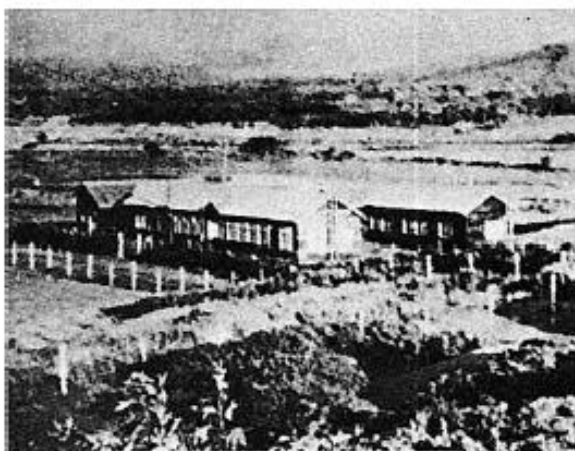
択捉島の心化場（昭和初期）

（注）日魯漁業とは、1914年（大正3年）に北洋漁業を行うために設立された株式会社で、
本社は函館市に置かれました。現在はマルハニチロ株式会社となっています。

（2）農・林・畜産業

北方領土の気候は、根室地方とほとんど変わりがないばかりか、ところによっては、温暖なところもあったので、農作物の栽培もある程度可能でした。しかし、当時（昭和10年～昭和14年頃）は、水産業に重点を置いていたので、専業農家は少なく、自家用の野菜を栽培する程度でした。

1939年（昭和14年）、北海道庁は千島調査所を設置し、北方領土及び千島列島の調査に乗り出しました。国後島と択捉島の調査結果によれば、食用作物では、大麦、小麦、豆类、ばれいしょ、大根、白菜、ほうれん草などができ、飼料作物では、えん麦、てんさい、とうもろこし、クローバー、チモシーなどができることがわかりました。



択捉島紗那の千島調査所（1939年（昭和14年）頃）

また、国後島と択捉島は、ともに森林資源の豊かな島です。山林のほとんどは国有林で、樹木の種類は、針葉樹であるトドマツ、エゾマツが主で、広葉樹では、ナラ、シラカンバ、イタヤ、ハンノキなどがありました。これらの木材の大部分は、原木のまま根室や函館方面に移出^{いしゆつ}（注）されていましたが、一部は島内の工場でも製材され、建築材や魚箱材として利用されました。また、広葉樹類は主にまきとして燃料に使われました。



択捉島の国有林

（注）移出とは、貨物・産物を国内の他の地域へ送り出すこと。

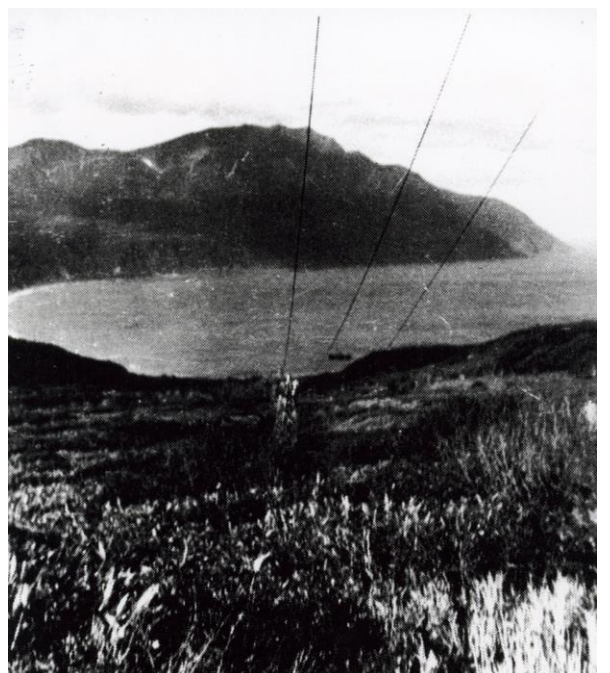
北方領土の気候や風土は、牧畜の経営に適していましたが、漁業の副業に馬を飼育する程度で、馬は運搬や船の巻き揚げに使われていました。ほとんどが天然放牧^{てんねんほうぼく}で育成されることから、強健な馬が多く、年間およそ300頭の馬が、北海道や本州に移出されていました。

後にわずかながら、肉牛や羊が飼育されるようになりました。

また、歯舞群島^{はるかり}の春刈島では、キツネの飼育が農林省の事業として行われていました。

（3）鉱・工業

鉱業については、千島火山帯につらなる国後、択捉両島に、金、銀、銅、鉛、亜鉛、鉄、砂鉄、硫黄、硫化鉄などの地下資源があることは、調査の結果わかっていましたが、交通が不便なこと、生産費が高つくことなどの理由から、開発は進まず本格的な採掘は行われていませんでした。それでも、昭和に入ってからわずかながら生産していた鉱山には、択捉島の茂世路^{もよろ}鉱山（硫黄）、国後島の千島^{せせき}鉱山（金、銀）、瀬石^{とうふつ}鉱山（硫黄、硫化鉄）、東沸^{とうふつ}鉱山（硫黄）などがありました。



択捉島、茂世路鉱山の鋼鉄線を望む（撮影年不明）

工業は、水産加工業と製材業が主なものであり、齒舞群島、色丹島、国後島、択捉島には、カニ、ホタテ貝、ホッキ貝、サケ、マス、クジラなどの缶詰工場や、コンブなどの海藻を原料とするヨードカリ（ヨウ化カリウム）の工場がありました。

また、国後島や択捉島には製材工場があつて、生産がさかんでした。

水力発電用のダムもつくられていましたが、川はいずれも小さく水量も少ないので、発電所は小規模なものでした。それでも9か所で発電が行われていました。



国後島の缶詰作業風景
(1934年(昭和9年))



志免島の缶詰工場作業風景（撮影年不明）

3 北方領土の歴史

北方領土には昔から日本人の歴史が刻まれており、私たちの先人による開拓の歴史があります。

この章では、ロシア（旧ソ連）に占拠されるまでの北方領土の歴史のあらましについて調べ、先人の歩んだ道とその苦勞について考えてみましょう。

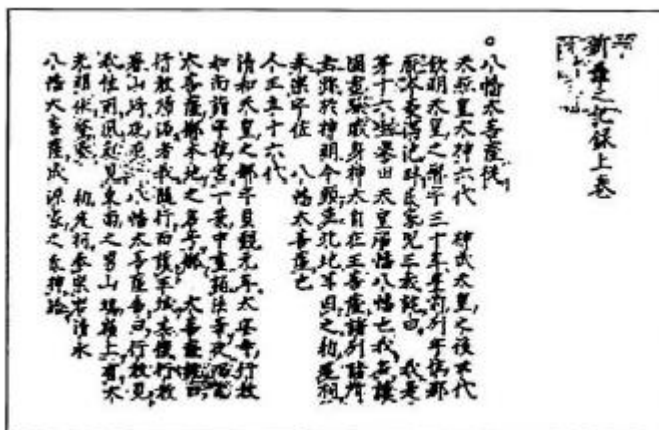
(1) 北方領土及び千島列島に住んでいた人々

北方領土及び千島列島に初めて人間が住みだしたのはいつなのか、まだ十分にわかっていません。しかし、各地の遺跡や遺物からみて、少なくとも数千年前から人類が生活していたと考えられています。

和人が北方の島々を知った以前から国後島、択捉島には、北海道本島と同じようにアイヌの人たちが住んでいました。また、千島列島には、クリル人と呼ばれる人たちも住んでいました。また、ある時代には、オホーツク人といわれる北方大陸系の人たちが住んでいたこともあったようです。

(2) 松前藩と北方領土及び千島列島

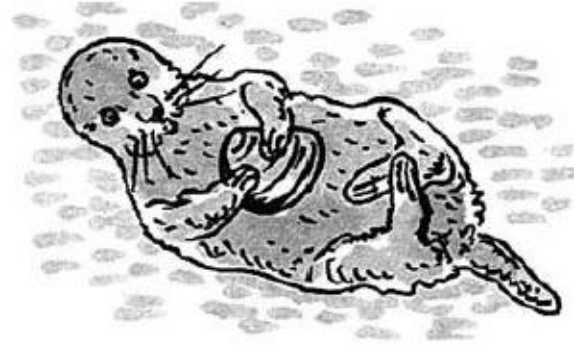
和人と北方領土や千島列島のアイヌの人たちとの交流の最初は、江戸時代の初め頃であろうと考えられています。蝦夷地（北海道）を、松前藩が治めるようになったのは、1604年（慶長9年）でしたが、松前藩初期の記録である「新羅の記録」によると、1615年（元和元年）にメナシ地方（東方の意味）に住んでいたアイヌの人たちが、ラッコの皮を松前藩主に貢物として贈り、藩主はこれを江戸幕府の将軍に献上したことが書かれています。



新羅の記録

ラッコは、日本では、千島列島海域でしかとれませんから、この頃もうすでに北方領土や千島列島に住んでいたアイヌの人たちとの深い交流があったものと考えられます。

さらに、このことは、1618年（元和4年）北海道に最初にやって来たヨーロッパ人である、ローマの宣教師アンジェリスが本国に送った報告書にも、「メナシ地方のアイヌが毎年100隻もの交易船でやって来るが、交易品の中にはラッコの毛皮が入っている」と記されていることからわかります。



一方、現存する地図のうち、北方領土及び千島列島を表した最も古いものとして、1644年（正保元年）、松前藩から幕府に献上された「正保御国絵図」があります。この地図には、知床半島と納沙布岬の東方に「クシミセ」と呼ばれる大小39の島々が書かれていて、そのうち34の島には「クナシリ」、「エトホロ」、「ウルフ」など、現在の島名とほぼ同じ名前がつけられています。

これは、ロシアのspanベルグたちが最初に千島列島を調査し、地図を作ったという、1739年（元文4年）より、約100年も前のことです。

松前藩では、本州の各藩と違い、アイヌの人たちとの交易によって得る利益が藩財政の重要な部分を占めていました。最初は、アイヌの人たちが交易品を持って松前にやってきたのですが、後には、交易地を海岸線に沿って設けるようになりました。（それは「場所」と呼ばれていました。）藩の交易船に、米、酒、たばこ、漆器、鉄製品などを積み、アイヌの人たちがとったサケ、動物の皮、鷲の羽根などと交換して持ち帰り、それを大商人に売り、利益を藩の収入にしていたわけです。中心は根室に近い厚岸でしたが、千島列島の島々との交易がしだいに発展するにつれて、1701年（元禄14年）には、キリタツプ（霧多布）に、やがては根室のノツカマップに場所（交易地）が置かれ、1754年（宝暦4年）国後場所が開かれました。

松前藩は、藩の力が弱く、広い範囲に点在する場所や沿岸の開発を進めることが難しかったので、有力な商人に漁業の経営を請け負わせて、代わりに高い税金を納めさせることにしました。（このやり方を場所請負制度といいます。）

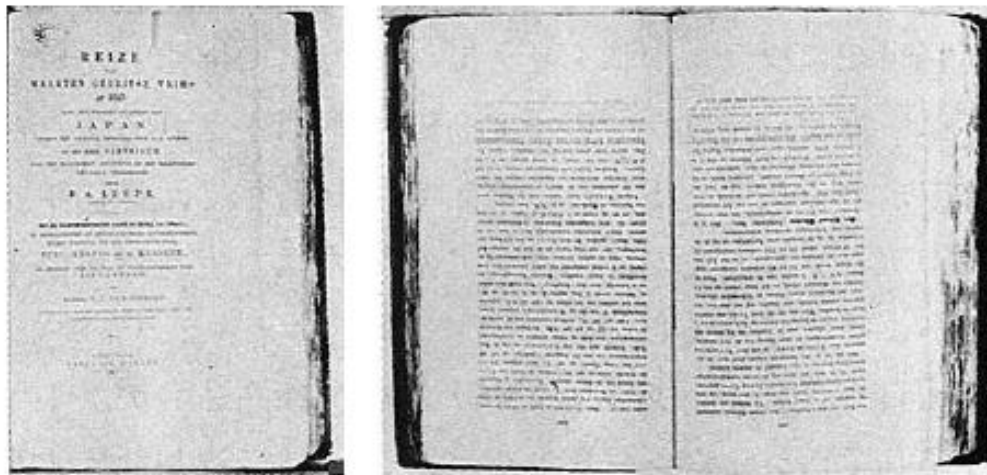
このようにして、北方領土の島々を支配する力を強めていった松前藩が、南下してくるロシア人の様子を知ったのは、国後場所が開かれた頃といわれています。



正保御国絵図（1644年(正保元年)）

(3) オランダ探検隊の千島列島確認

日本の北の島々が、世界の人々の関心を集めたのは、マルコ・ポーロの「東方見聞録」^{とうほうけんぶんろく}に書かれている金銀島のことなどが、そのきっかけであるといわれています。この金銀島の発見のため、オランダ、スペインなどが日本の北方海域の探検に力を入れました。そのなかでオランダのド・フリースを司令官とする探検隊は、1643年（寛永20年）に、濃霧^{のうむ}のなかで択捉島を確認し、スターテランド（国家島）と名づけ、ウルップ島に上陸して、「^{じゅうじか} 連合東インド会社」と書いた木の十字架を立て、コンパニースランド（会社島）と命名しました。このように択捉島とウルップ島を最初に訪れた外国人はオランダ人でしたが、その探検は、ウルップ島をアメリカ大陸の一部であると誤認するなど不完全なものでしたし、その後、オランダは領土権の主張をしませんでしたから、北方領土及び千島列島に関する問題は、日本とロシアだけの課題となりました。



ド・フリースの報告書

(4) ロシアの南下

16世紀にウラル山脈を越えてシベリアに進出したロシアは、当時ヨーロッパ市場で高価に取引されていた毛皮を求めて東進しました。

そして、1697年（元禄10年）、カムチャッカまでのびたロシアの勢力は、千島列島にまで及び始めました。

1711年（正徳元年）^{しょうとく}、コサックの反乱兵2名が、小さな革舟で、シュムシュ島とパラムシル島に渡り抵抗するクリル人を征服したというのが、ロシア人が千島列島に渡った最初であるとされています。



1786年（天明6年）択捉島へ渡来した3人のロシア人

それ以後、ロシアは、1724年（享保9年）から9年間にわたる東方大探検で、アジア、アメリカ西大陸の関係を見極め、日本、中国、インドとの航路を開こうとして、日本沿岸の探検も計画していました。

1739年（元文4年）、ベーリング探検隊のspanベルグが、千島列島に沿って探検をしましたが、その結果、千島列島が、ラッコ、オットセイなど海獣の宝庫であることがわかりました。

18世紀には、ロシアの南下する勢力は千島列島におよび、島々の名をロシア名にしたり、アイヌの人たちに税として毛皮を納めさせたりしました。このため、アイヌの人たちの生活は苦しくなり、ロシアに対する反抗が繰り返されました。

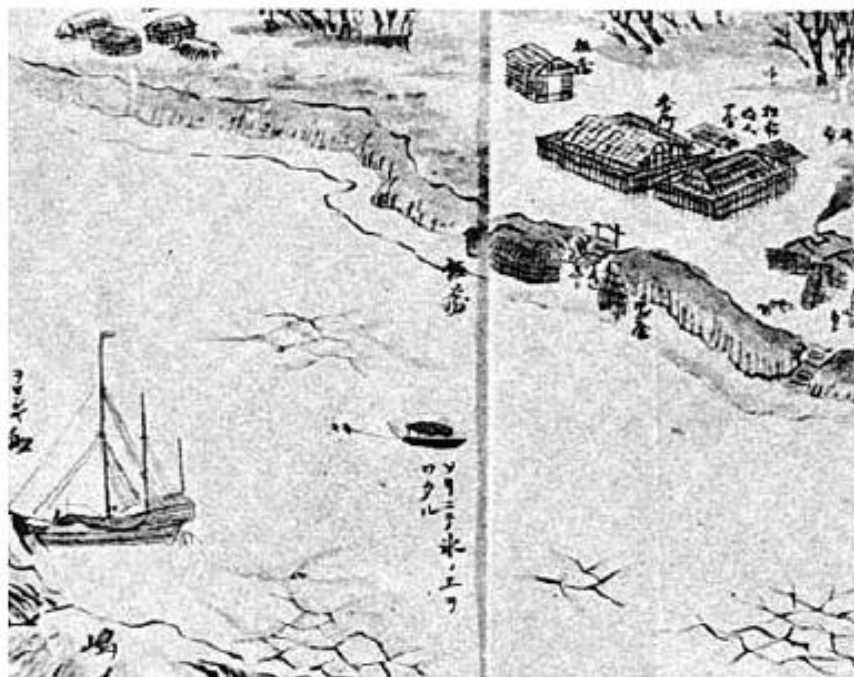
（5）日口の接触

日本とロシアが、はじめて接触したのは、1778年（安永7年）、千島列島のウルップ島を根拠地として、ラッコ捕獲事業をしていたラストチキン商会のオチエレデンが、3隻の船で根室のノツカマップに上陸したのがはじまりです。千島列島にいるロシア人たちは、本国から遠く離れているため、食料などの不足に悩まされていましたから、日本と交易して生活物資を得ようと考えていたのです。オチエレデンから交易の申し入れを受けた松前藩の役人は、「外国との交易は国法で禁じているので、今はどうにもならない、藩主の指示を受けるから、来年回答する」といって帰りました。翌年、厚岸で再び会見し、「交易は許可できないが、ウルップ島のアイヌ民族をなかだちとして、択捉島のアイヌ民族と交易してよい、どうしても日本との交易を望むなら、長崎まで行って申し出なさい」といって交易を断りました。



1779 年（安永 8 年）魯西亜人應接書

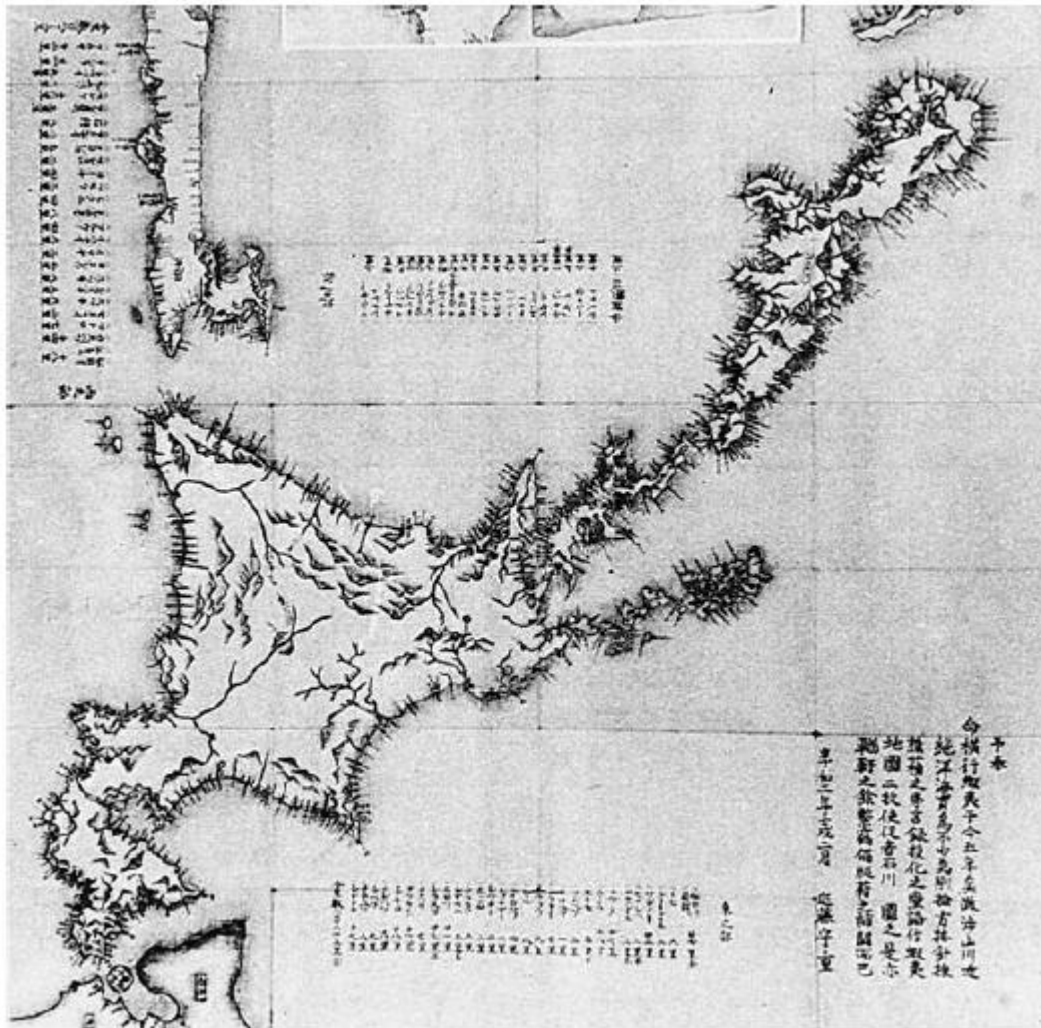
それから 14 年後の 1792 年（寛政 4 年）、ロシア皇帝エカテリーナ 2 世の国書をた
 ずさえたラクスマンが、日本の漂流民大黒屋光太夫らを伴い、軍艦で根室へやってきました。国書の内容は、「この地方で必要な生活物資を日本との交易によって得たい」と
 いうものでした。松前藩は急使（注）を立て幕府に報告し、指図を仰ぎました。



根室港で越冬するラクスマン・光太夫一行とエカテリーナ号

（注）急使とは、急ぎの使者（使い）のこと。

根室で越冬して回答を待っていたラクスマンに対する幕府の返事は、「漂流民の送還については感謝する。江戸への来航は許可できない。日本の国法により通商できない。交易のことは長崎において話し合う」という内容でした。ラクスマンは、結局、長崎入港許可証を与えられただけで空しく引き返すことになりました。ラクスマンの報告によって、日本との交易が有望と考えたロシアは、ウルップ島に移民 4 家族をはじめ 58 人を送り、ロシアの基地を再建しました。



近藤重蔵が作製した蝦夷地図 1802 年（享和 2 年）

(6) 北方領土の開拓

ロシアの千島列島進出は、幕府をはじめ国内に、大きな関心を引き起こしました。さらに、ロシアの勢力はますます強くなり、松前藩の力だけでは対抗することができなくなってきました。

幕府は、1785年（天明5年）北方領土と千島列島に役人を送り、実地調査を行いました。彼らは、大変な苦勞をして、国後島をはじめ、択捉島やウルップ島に渡って、地図をつくり、アイヌの人たちの生活の状況やロシアの南下の実績を調査しました。その一行の中に、最上徳内もがみとくないがいて、彼の書いた「蝦夷草紙」えぞそうしには、この調査のことが詳しく報告されています。



最上徳内



最上徳内の「蝦夷草紙」

1799年（寛政11年）幕府は、北方領土を直接治めることにし、近藤重蔵こんどうじゅうぞうをその処置にあたらせることにしました。近藤重蔵は船頭高田屋嘉兵衛せんどうたかたやかへえを伴い、北方領土の地に向かいました。

近藤重蔵は、これより先1798年（寛政10年）に、最上徳内を案内役として、国後島から択捉島に渡って調査をしましたが、そのとき丹根萌たんねもいに「大日本恵登呂府」だい にっほん え とろ ふと書いた標柱を建てて帰りました。



近藤重蔵



「大日本恵登呂府」の標柱



近藤重蔵の手になる
「辺要分界図考」
へんようぶんかいざこう

その後 1800 年（寛政 12 年）、高田屋嘉兵衛が苦心して開拓した航路により再び択捉島に渡りましたが、このときもカムイワッカオイの丘に同じような「大日本恵登呂府」と書いた標柱を建て、日本の領土であることを明らかにしました。

支配をまかされた近藤重蔵らは、択捉島に本土の行政のしくみを取り入れ郷村制（注）をしいたり、漁場を開いたりしました。また、アイヌの人たちの生活の向上に気を配りました。

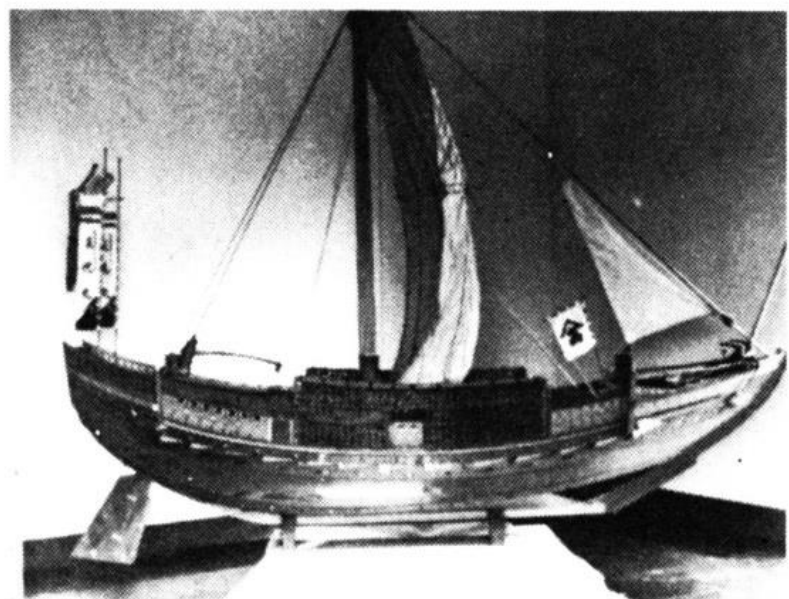


高田屋嘉兵衛

幕府は、択捉島などに役人を常駐させ、1801 年（享和元年）からは、南部・津軽両藩の兵、各 100 人あまりで守備にあたらせました。

開拓の仕事の中で、特に困難であったのは、国後島をはじめ、島々への航路を開くことでした。

嘉兵衛は、持ち前の緻密な研究心と大胆さで、未知の北の荒海に船を乗り入れて、安全な航路を見出しました。1799 年（寛政 11 年）、高田屋嘉兵衛は、非常に難しいとされていた国後島と択捉島の間には航路を開いて大きな貢献をしました。そのほか、択捉島に 17 か所の漁場を開き、アイヌの人たちに漁法を教えたり、漁具を与えたりして島々の開拓に尽くしました。



高田屋嘉兵衛の持船
「辰悦丸」
(1,500 石積、約 230 トン)

（注）室町時代、有力農民を中心に形成されてきた自治的組織をもつ村落の連合体。江戸時代には封建支配のための行政機構となった。惣（そう）。惣村。

また、幕府は、色丹島に船の避難港^{ひなん}を設けたり、野付半島と国後島との間の航路や、国後島内の道路の開発などの事業を進めたので、物資の運搬や人々の往来は、次第に盛んになっていきました。

その後、ロシアとの緊張が緩んできたので、松前藩の要望もあって、1821年^{ぶんせい}（文政4年）幕府は、蝦夷地の直轄^{ちよっかつ}をやめ、再び松前藩に治めさせることにしました。

（7）日露通好条約（下田条約）^{にしろ}

ロシアの貴族^{きぞく}で露米会社（注）を設立したレザノフは、12年前ラクスマンが根室に來航した時の幕府の回答に基づいて、1804年^{ぶんか}（文化元年）長崎に來航して、通商を求めました。幕府は、かれらを半年近くも待たせた上、通商を拒絶^{きよぜつ}しました。レザノフは、日本の門戸を開かせるためには、武力で脅かすより方法はないと考えて、部下に蝦夷地や樺太^{から}の攻撃を命じました。

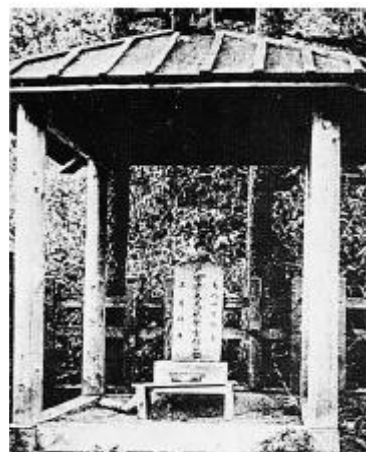


にそうたん き
二叟譚奇

1804年（文化元年）、長崎に來航、通商条約締結^{ていけつ}を迫って結局幕府の拒絶にあい、むなしく引きあげたロシア使節レザノフは、武力による交渉打開をめざし、1806年（文化3年）、部下に命じて千島・樺太の日本人居留地を攻撃させた。幕命によりあくまで不戦を保とうとした日本守備隊は戦機を失って敗走、択捉島の番所はとくに大きな被害をうけた。二叟譚奇はこのときの模様を択捉島在勤の雇医師久保田見達と愛間主人が記録したもの。

（注）北アメリカ（アラスカ）の植民地経営と極東や北太平洋における貿易の発展を目的として帝政ロシアによって設立された特殊な会社（国策会社）。

1807年（文化4年）、露米会社の武装船2隻は択捉島を襲い、南部・津軽両藩の守備隊を破り、番屋や会所に乱入し、物品を奪ったり、建物を焼いたりしました。松前奉行支配調役戸田亦太夫は、その責任をとって自決しました。



戸田亦太夫の墓

1811年（文化8年）、たまたま、北方領土及び千島列島近海を測量する途中、薪や水が欠乏して、国後島にたち寄ったロシア艦隊ディアナ号をみて、国後島を守備していた藩兵は、4年前のロシア船の択捉島襲撃事件もあったので、艦長ゴローニンら8名を捕えて、松前へ送りました。

翌年、艦長を奪われたディアナ号は副長リコルドが指揮して、再び国後島近海までやってきました。そこで沖合を運航する1隻の日本船を発見し捕えました。その船に乗っていたのが、高田屋嘉兵衛でした。嘉兵衛はカムチャッカまで連行されましたが、彼は、滞在中、ロシア語を勉強し両国間の事情を調べ、先年の択捉島襲撃事件は、レザノフが勝手にやったことであり、ロシア政府の命令でなかったことを説明し、ロシア政府が幕府に謝罪すれば、ゴローニンは釈放されるであろうと、粘り強く説得しました。その結果、翌1813年（文化10年）、ゴローニンと高田屋嘉兵衛の釈放交換が行われました。



V.M.ゴローニン
(1776~1831) ロシア軍艦ディアナ号艦長。写真は、『日本幽囚実記』(V.M.ゴローニン著・海軍省訳・大正15年刊)所収のもの。

こうした事件が起こったのは、お互いの領土がはっきりせず、国境も決められていなかったことが原因でした。そこで、両国は、1813年（文化10年）に国境を決める交渉をはじめ、両国間の国境を、日本は択捉島以南、ロシアはシムシル島以北とし、中間にあるウルップ島は、両国の混住の地とすることで話し合うことになっていましたが、翌年、約束したロシア船が来なかったため、交渉は、正式には成立しませんでした。



1853年（嘉永6年）、ロシアは、特使としてプチャーチンを長崎に派遣し、通商を求めるとともに、再び北方領土及び千島列島、樺太の国境を決めたいと申し入れてきました。ロシアは、択捉島と樺太の領有を強く主張しました。これに対して幕府は、北方領土及び千島列島は、探検や開拓した歴史からみても日本の領土であることを主張して譲らず、交渉は難航しましたが、翌1855年（安政元年）、ようやくまとまって、伊豆半島の下田で、『日露通好条約』が結ばれました。



かわじさえものじょうとしあきら
川路左衛門尉聖謨

交渉全権勘定奉行
プチャーチンを「真の豪傑なり」と賞讃
ディアナ号に代る戸田号建造について幕府を説き日本初の洋船建造をやりとげた。

プチャーチン

ディアナ号提督（海軍中将）
川路聖謨の尽力を常に感謝していた。

この条約によって、両国の国境は、択捉島とウルップ島の間とし、択捉島から南の島々は日本の領土に、ウルップ島から北の千島列島の島々はロシアの領土にすることになりました。しかし、樺太は国境を決めることができず、今まで通り両国の混在の地とし、国境を決めないでおくということになりました。このことは後に大きな問題を残すことになりました。

1867年（^{けいおう}慶応3年）、江戸幕府は滅び、翌年新しく明治政府が成立しました。北海道には開拓使が置かれ、^{くんせい}函舞群島、色丹島、国後島、択捉島は、郡制の中に組み入れられ、移住する者も少しずつ増えてきました。



日露通好条約

(8) 樺太千島交換条約

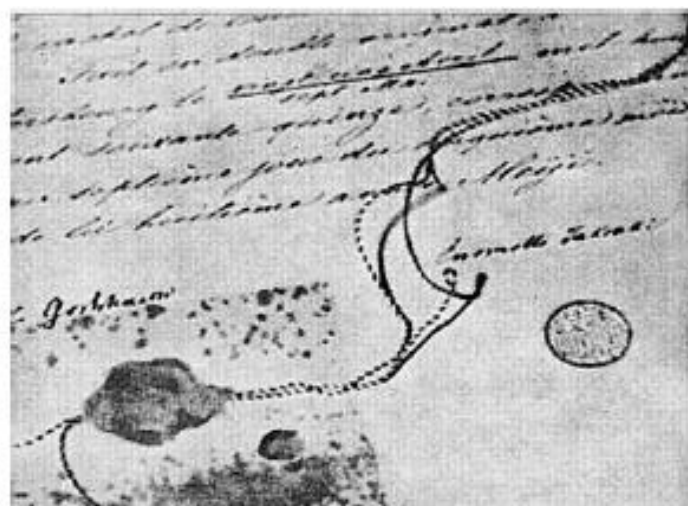
アジア進出の根拠地を樺太に築こうとしたロシアは、武力をもって樺太南部にまで進出し、この地方で漁業を営んでいる日本人と争いや^{こんらん}混乱が絶えませんでした。

その頃、内政に重点をおかなければならなかった明治新政府は、樺太におけるロシアの南下勢力に十分対抗することができませんでした。

しかし、樺太の領有をあいまいにしておくことができないので、^{とくめいぜんけんこうし}特命全権公使として^{えのもとけあき}榎本武揚をモスクワに送り、^{からふとちしまこうかんじょうやく}1875年（明治8年）、『樺太千島交換条約』を結びました。この条約では、日本は樺太における一切の権利を放棄するかわりに、それまでロシア領であった千島列島、すなわちウルップ島以北の18島を^{ゆず}譲り受けるというものでした。



榎本武揚



樺太千島交換条約

こうして、日本が北方領土及び千島列島の全域を領有することが平和的な話し合いによって確定したのですが、失ったものも大変大きなものでした。樺太とウルップ島以北の千島列島とは面積といい、資源といい、比較にならないほど、樺太の方が有利であったからです。

その後、内政が充実するとともに、北方領土及び千島列島の開拓もしだいに進められていきました。1876年（明治9年）には、北海道開拓使長官 かいたくしちょうかん 黒田清隆 くろたきよたか が、はじめて北方領土及び千島列島の全島を視察して、開拓と警備の重要性を政府に進言しました。

1880年（明治13年）には、新しい行政組織のもと、択捉島、国後島、色丹島には村役場が置かれ、人々の移住も次第に多くなり、郵便局や小学校も設けられました。しかし、樺太千島交換条約発効後、ウルップ島以北に住んでいた住民は国籍所属を決めなければなりません。

その後、ウルップ島、シムシル島のアリュート人はロシア領へ引き揚げましたが、シュムシュ島のクリル人は色丹島に移住させましたから、ウルップ島以北の島々には定住する人がいなくなりました。海獣保護区の設定をしましたが、外国の密猟船 みつりょうせん が後を絶たない有様 ありさま でした。

（9）北方領土の発展と島民の生活

大正時代の終わりには、北方領土にも町村制が整えられ、択捉島は3村（留別村・紗那村・薬取村 しべとろ）、国後島は2村（泊村・留夜別村 とまり）、色丹島は1村（斜古丹村から色丹村に改称）が置かれ、それぞれに村役場 むらやくば が置かれました。歯舞群島は歯舞村（現在の根室市）に属していました。ウルップ島から北の島々は町村制が施行されず、北海道の根室支庁が直轄していました。

官公署、公共施設としては、営林区署、水産物検査所、さけ・ますふ化場、郵便局、警察署などがあり、択捉島の紗那には測候所や税関の事務所もありました。各村には小学校があり、その数は分教場も入れて39校もありました。



薬取郵便局（撮影年不明）



択捉島紗那市街（大正時代）



紗那市街の様子
（2012年（平成24年）8月撮影）

島の人々の生活には、本州や北海道本島と違った苦労がありました。日常生活や生産に必要な物資、郵便物、新聞などの全てが海上輸送に頼らなければならなかったため、輸送費が加算されて物価が高かったといわれています。そのうえ、冬期間は、しけや流水で、しばしば交通が途絶えましたから、どんなに生活が不便だったかがわかります。

日常生活で一番困ったことは、急病人やけが人が出たときです。医者や医療施設が少なく、設備も不完全であったため、重病人などは、船で根室などに送られましたが、手当てが遅れることも少なくありませんでした。

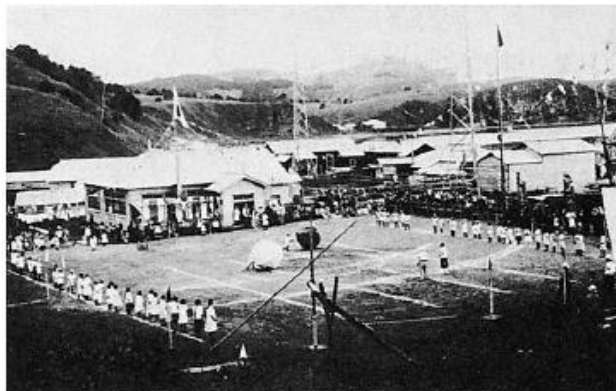


択捉島の冬期間の交通と輸送（撮影年不明）

娯楽施設もほとんどありませんでしたから、人々の楽しみは、運動会、演芸会、巡回映画などで、特にお祭りは村をあげてにぎやかに行われました。

島の人々の生活は、不便で苦しいことも多かったのですが、豊かな資源に恵まれ、施設もしいに整えられていったので、島をふるさとと決めた人々は、将来に希望を持って生活をしていました。

1945年（昭和20年）8月15日に北方領土に居住していた人は、1万7,291人（3,124世帯）でした。



色丹小学校の運動会（1939年（昭和14年））



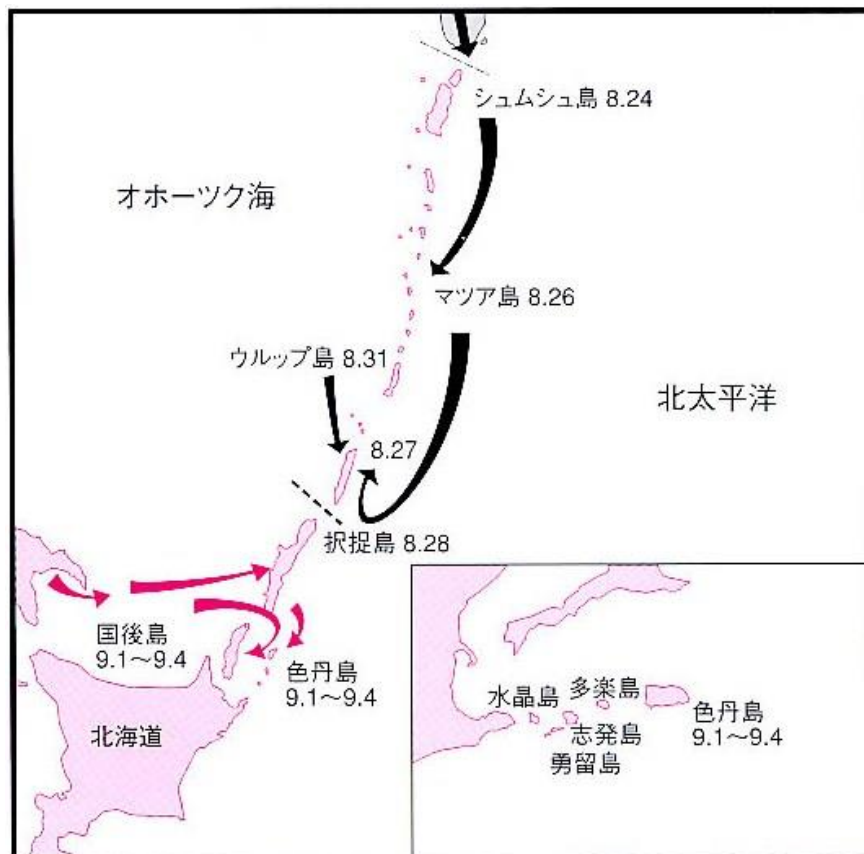
薬取村のお祭り（1939年（昭和14年）頃）

(10) 占領された島々

第二次世界大戦で、日本の敗戦が色濃^こくなった 1945 年（昭和 20 年）8 月 9 日、『日ソ中立条約』がまだ有効だったにもかかわらず、ソ連は日本に宣戦^{せんせん}を布告し、ソ連軍は日本に対し戦闘^{せんとう}行動を開始しました。8 月 14 日、日本は『ポツダム宣言』を受諾し、翌 8 月 15 日連合国に降伏をしました。しかし、8 月 18 日千島列島の最北端の島シュムシュ島にソ連軍が侵攻し、戦闘状態になりましたが、8 月 23 日局地停戦協^{きやうてい}定を結び、日本軍は武器を引き渡して降伏しました。

その後、ソ連軍は千島列島を南下し、島々を次々と占領して、8 月 28 日に択捉島に上陸を開始し、9 月 1 日から 4 日にかけて色丹島、国後島、歯舞群島に上陸して、9 月 5 日には北方領土を全て占領し、その兵力は 9,440 名であったといわれています。

このため、島で生活していた人々の中には、北海道本島との連絡も途絶えてしまい、これから先どうなるのかという不安から小さな舟で逃げ出した人もいました。中には、ソ連軍の監視をのがれるため、夜、暗やみの中で島を離れ、途中で荒海の犠牲になった人もいました。



1945 年(昭和 20 年)8 月 18 日以後
ソ連軍は千島列島を南下し北方領土をも占領した

不安を感じながらも、脱出のすべもなく、やむなくそのまま島にとどまった人々も、1947年（昭和22年）強制的に日本に引き揚げさせられることになりました。わずかな身のまわり品を持って、樺太（サハリン）の真岡（まおかホルムスク）などを経由（けいゆ）して、大変な苦勞を重ねながら本土に上陸できたのです。



引き揚げた人々は、親せき、知人を頼ってそれぞれの地へ移っていましたが、大部分の人は、まじ交わりの深かった根室地方に落ち着きました。



納沙布岬上空からみた歯舞群島

4 北方領土問題と漁業・北方墓参

ここでは、北方領土問題が第二次世界大戦を境にどのようにして生じてきたのか。さらに、現在、未解決となっている領土問題が、私たちの生活に及ぼす影響などについて考え、北方領土問題についての正しい理解を深めていきたいと思います。

(1) 北方領土とサンフランシスコ平和条約

わが国は、北方領土の返還をロシアに対して強く求めています。なぜ、北方領土の返還を求めるのか。その理由を考えてみましょう。

最初に、北方領土の歴史的経過を考えてみましょう。

- ① 1855年（安政元年）、『日露通好条約』で、択捉島とウルップ島の間に関境が定められました。すなわち、現在北方領土といわれている地域は、この時に国際法で明確に日本領と認められました。樺太は国境を決めることができず、混住の地のままでした。
- ② 1875年（明治8年）、『樺太千島交換条約』を結び、日本は、樺太についての権利を放棄するかわりに、ウルップ島以北の千島列島全島をロシアから譲り受けました。これらは全く平和的な両国の交渉で決まったことです。
- ③ 1905年（明治38年）、『ポーツマス条約』で、北緯50度以南の南樺太が日本の領土となりました。この条約は、日露戦争の講和条約ですから、南樺太は、戦争の結果として日本の領土となりました。



サンフランシスコ講和会議に出席した各国代表と会場（1951年（昭和26年）9月4日）



サンフランシスコ平和条約に署名する吉田全権（1951年(昭和26年)9月8日）

- ④ 第二次世界大戦後の1951年（昭和26年）、日本と連合国との間に平和を回復するため、サンフランシスコで講和会議が開かれました。この会議で、参加52か国のうち49か国が『対日平和条約（サンフランシスコ平和条約）』に調印したので、日本は、これらの調印国との間で戦争状態を終結して、国際社会に復帰することになりました。

この会議で、条約に調印しなかったのは、ソ連を含む3か国でした。

なお、この条約には、千島列島及び南樺太の領有権の放棄について、次のように定められています。

第2条（領土の放棄）

(c) 日本国は、千島列島並びに日本国が1905年9月5日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

次に、日本が返還を要求しているその根拠と、それに対するロシアの考え方について調べてみましょう。

『サンフランシスコ平和条約』には、単に「千島列島」となっていて、その定義が明確になっていませんが、このことについてわが国は、この条約で放棄した千島列島（クリルアイランズ）とは、『日露通好条約』及び『樺太千島交換条約』で定義されているように、ウルップ島以北の島々をさしていること、歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島は、歴史的にみて一度も他の国の領土となったこともなく、また、日本人以外の人々が定住したことの無い地域であることから固有の領土であると主張し、これらの四島を千島列島とは明確に区別して「北方領土」と呼び、その返還を求めています。

しかし、ロシアは、千島列島は北方四島を含む島々であると主張しています。

本来、戦後の領土の帰属は平和条約で決定するものなのですが、ソ連は『サンフランシスコ平和条約』に調印していません。したがって、放棄した千島列島が、どの国に属する島かということについては、決まってはいません。



(2) ヤルタ協定

ソ連が、「領土問題は解決済み」と言っている理由のひとつに、『ヤルタ協定』があります。この協定は、1945年（昭和20年）2月、アメリカ（ルーズベルト大統領）、イギリス（チャーチル首相）、ソ連（スターリン元帥）が、ソ連ウクライナ共和国クリミア半島にある保養地ヤルタに集まって取り決めた秘密協定ですが、その内容は、「ソ連が、日本に対する戦争に参加すること。日本の敗戦において、樺太の南部とこれに隣接するいくつかの諸島はソ連に返還され、千島列島はソ連に引き渡される」というものでした。



ヤルタ会談（1945年（昭和20年）2月）前左からチャーチル、ルーズベルト、スターリン

このような協定のあることは、日本には 1946 年（昭和 21 年）2 月に、アメリカにおいて公表されるまで知らされませんでした。

また、『ヤルタ協定』の当事国である米国は、1957 年（昭和 32 年）5 月 23 日付の書簡において、『ヤルタ協定』にいう千島列島という字句は、歯舞群島、色丹島又は国後島、択捉島を含んでもいなければ含む様に意図されもしなかった旨正式に述べています。

ところが、ソ連は千島列島や北方領土の島々を軍事占領し、1946 年（昭和 21 年）に国内措置をもって、これらの島々をソ連領に一方的に繰り入れました。これは、国際法に違反する行為であり、次に述べる領土不拡大の原則にも反する行為なのです。

（３）領土不拡大の原則

第二次世界大戦は、ドイツ・イタリア・日本というファシズムの国々に対して、アメリカ合衆国・イギリス・フランス・ソ連などの国々が連合して、侵略しんりやくされた国々を助けて、民主主義を守るために行われた戦争であると言われていています。ですから連合軍は、戦争中、機会あるごとにこの理想を発表してきました。1941 年（昭和 16 年）の『英米共同宣言』（大西洋憲章）や、1943 年（昭和 18 年）、アメリカ合衆国・中華民国・イギリスの指導者が集まって協定し発表した『カイロ宣言』もそうでした。『カイロ宣言』では、「われわれは、日本の侵略をやめさせるために戦争をしているのであって、自国の領土を拡大する意図はない。日本が、暴力（戦争）でとった領土は返させる」と述べていますが、この連合軍の考え方は「領土不拡大の原則」といわれています。

この原則は、日本が受諾し、降伏のきっかけとなった『ポツダム宣言』の中に引き継がれています。

しかしながら、北方領土はもとより、ウルップ島以北の千島列島は、日本が暴力（戦争）でとった地域ではないにもかかわらず、現在、ロシアが占拠しています。

（４）日ソ共同宣言と平和条約交渉

日本はソ連と平和条約を結び、国交を回復するための努力を続け、1956 年（昭和 31 年）10 月、日本の代表鳩山一郎首相とソ連の代表ブルガーニン首相は、モスクワにおいて交渉を行いました。

しかし、交渉は領土問題をめぐって話し合いがつかず何度も決裂しそうになりましたが、代表らの努力で共同宣言という形で調印となりました。しかし、平和条約を結ぶところまではいきませんでした。

当時の鳩山代表は、日ソ両国の間に国交が回復していないことは、両国にとって不幸なことであるので一日も早い国交の回復を実現しようとしたが、ソ連は、歯舞・色丹だけの2島を引き渡し、平和条約を結びたいと主張しました。

鳩山代表は、国民感情を推しはかり、将来の国益を考慮して、『日ソ共同宣言』という形で戦争状態を終了し、国交回復の道を開きました。

その際、ソ連は将来「平和条約」が結ばれば、日本に歯舞群島、色丹島を引き渡すこと、また、国後島と択捉島の問題については、国交を回復した後に続けられる平和条約を結ぶための交渉の中で話し合っていくことで合意しました。



日ソ共同宣言に署名する鳩山首相（1956年(昭和31年)10月19日）

また、1973年（昭和48年）に、当時の田中首相が訪ソし、ブレジネフ書記長と会談しましたが、その時、日ソ両国首脳間において、北方領土問題を含む戦後の未解決の諸問題を解決して平和条約を結ぶことが、両国間の真の善隣友好関係（注）の確立に寄与することが確認されています。

しかし、その後1970年代後半からソ連は、北方領土問題は「存在しない」、「解決済み」というかたくなな態度をとり、交渉のテーブルにつくことから拒否し続けてきました。

1986年（昭和61年）1月、ソ連外相が10年ぶりに来日して、日ソの外相間で領土問題を含む平和条約交渉が再開され、その継続につき合意されました。これにより、ソ連は北方領土問題についてようやく交渉のテーブルにつくことになりました。



日ソ共同宣言

（注）善隣とは、隣の国と仲良くすること。

1991年（平成3年）4月、ゴルバチョフ大統領が来日し、^{かいふ}海部首相との首脳会談が行われました。会談後の『日ソ共同声明』において、歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島が平和条約において解決されるべき領土問題の対象であることが確認されました。

1991年（平成3年）12月、ソ連が^{しょうめつ}消滅し、「ロシア連邦」が成立しました。1992年（平成4年）2月ロシアとの間で第1回日ロ平和条約作業部会が開かれました。この中で、ロシア側は、「ロシア連邦は、ソ連の継承者として、ソ連との間で結ばれた国際条約に伴う全ての義務を負う。1956年（昭和31年）の共同宣言を含め、例外はない。」と発言しました。

1992年（平成4年）7月のミュンヘン・サミットでは、「法と正義による外交政策を^{すいこう}遂行するロシアの公約を歓迎し、領土問題の解決を通じ日ロ関係が正常化されることを信ずる。」との表現で初めて北方領土問題が政治宣言に盛り込まれました。

また、この年の9月、「日露間領土問題の歴史に関する共同資料集」が日ロ両国の外務省から同時に公表されました。この資料集は、日ロ平和条約作業部会の話し合いにより両国で合意された35の条約、協定などから構成され、今後北方領土交渉を行う上での土台となるものです。

1993年（平成5年）10月、エリツィン大統領が来日し、細川首相との首脳会談により署名された『東京宣言』に領土問題を択捉、国後、色丹、歯舞の四島の帰属に関する問題と位置づけ、日ロ両国が合意した諸文書と、法と正義の原則を基礎に平和条約を早く締結するよう交渉を続けることなどが盛り込まれました。



「日露関係に関する東京宣言」に署名する
細川首相とエリツィン大統領
(1993年(平成5年)10月13日)

1997年（平成9年）11月、ロシア連邦クラスノヤルスクで橋本首相とエリツィン大統領が会談し、『東京宣言』に基づき2000年（平成12年）までに平和条約を締結するよう全力を尽くすことが合意されました。（クラスノヤルスク合意）

1998年（平成10年）4月、日本を訪れたエリツィン大統領と橋本首相は、平和条約が『東京宣言』に基づき四島の帰属の問題を解決する内容とすることで一致しました。（川奈合意）

1998年（平成10年）11月、日本の首相として25年ぶりに小渕首相がロシアを公式訪問し、日ロ首脳による『モスクワ宣言』が発表されました。この宣言ではクラスノヤルスクで合意された2000年までの平和条約締結について再確認し、これを実現させるための「国境画定委員会」、「共同経済活動委員会」の設置や元島民の自由訪問などが盛り込まれました。

元島民及びその家族による北方領土への自由訪問は、1999年（平成11年）9月11日～12日の両日、歯舞群島の志発島への訪問が行われ、翌年からは歯舞群島のほか、択捉島、国後島、色丹島の四島に訪問できるようになりました。

このように日ロ関係は良好に進展し、2000年（平成12年）9月には東京で森首相とプーチン大統領の首脳会談が行われました。この会談でこれまでの宣言及び合意を尊重することが再確認されましたが、クラスノヤルスクで合意した2000年までに平和条約を締結することはできませんでした。

2001年（平成13年）3月、ロシア連邦イルクーツクの首脳会談において、ロシアは1956年（昭和31年）の『日ソ共同宣言』を法的に有効な文書であることを認め、また、1993年の『東京宣言』に基づき四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結することが再確認されました。（イルクーツク声明）

2003年（平成15年）1月、ロシア連邦モスクワで、首脳会談が行われ、政治対話しんかの深化、平和条約交渉、国際舞台こくさいぶたいにおける協力、貿易経済分野における協力、防衛・治安ぼうえい ちあん分野における関係の発展、文化・国民間交流の進展の6項目にわたる『日露行動計画』が調印されました。

2005年（平成17年）11月に、東京で首脳会談が行われ、両首脳はこれまでの様々な合意及び文書に基づき、日ロ両国が共に受け入れられる解決を見出す努力を行うことで一致しました。



東京においてプーチン大統領と会談する
小泉首相（2005年（平成17年）11月）

2006年（平成18年）9月、プーチン大統領は、「ヴァルダイ会議」（各国の主要な政治学者、ロシア専門家等が参加する大統領との討論会議）において、日本とは領土的性質を持つものを含め、すべての係争問題を解決したい、これらの問題を凍結することは望んでおらず心から解決したい、解決等の模索は容易でないし、迅速でもないが、可能であると思う旨を述べました。

2007年（平成19年）6月、「ハイリゲンドラム・サミット」で、首脳会談が行われ、両首脳は、北方領土問題を解決するため精力的に交渉を行うことで一致しました。

2008年（平成20年）7月、この年の5月にロシアの大統領に就任したメドヴェージェフ大統領が北海道洞爺湖サミット出席のために訪日しました。

このとき行われた日ロ首脳会談で、両首脳は、両首脳間の共通の認識として、北方領土問題について、「平和条約については、日ロ間の領土問題を最終的に解決するものでなければならないこと。この問題の解決は、日ロ両国の利益に合致し、双方にとって受入れ可能なものでなければならないこと。」で一致しました。

2009年（平成21年）2月、ロシア連邦サハリン州で首脳会談が行われ、両首脳の間で、領土問題について、（イ）この問題を我々の世代で解決すること、（ロ）これまでに達成された諸合意及び諸文書に基づいて作業を行うこと、（ハ）メドヴェージェフ大統領が指示を出した、「新たな、独創的で、型にはまらないアプローチ」の下で作業を行うこと、（ニ）帰属の問題の最終的な解決につながるよう作業を加速するために追加的な指示を出すことで一致しました。

2009年（平成21年）9月、ニューヨークで行われた国連総会の際の日ロ首脳会談で、メドヴェージェフ大統領は、「平和条約交渉を一層精力的に行っていきたい。独創的なアプローチを発揮する用意もあるし、同時に、法的な範囲の中で議論を行うことも重要、過去の遺産を政治的に解決することは可能」と発言しました。

2010年（平成22年）4月の核セキュリティ・サミットの際に行われた日ロ首脳会談で、鳩山首相は、「車の車輪のもう片方である領土問題について、両首脳間で本格的に議論をしていきたい」と発言し、これに対しメドヴェージェフ大統領は、「領土問題は難しい問題であるが、自分はこの問題から逃げるつもりはない、両首脳間で静かな雰囲気の下でじっくり協議していきたい」と応じました。

2010年（平成22年）6月、カナダのムスコカで開催されたG8サミットの際の日ロ首脳会談で、メドヴェージェフ大統領は、「領土問題は、両国関係の中で最も難しい問題であるが、解決できない問題ではない」と述べました。

2010年（平成22年）11月、メドヴェージェフ大統領は、ロシア（ソ連時代を含

む)の国家元首として初めて、国後島を訪問しました。

2010年(平成22年)11月、横浜で行われたAPECの際の日口首脳会談で、菅首相は、先のメドヴェージェフ大統領の国後島訪問について、「我が国の立場、そして日本国民の感情から受け入れられない」と抗議しました。

2011年(平成23年)5月、フランスのドーヴィルで行われたG8サミットの際の日口首脳会談で、両首脳は、静かな環境の下で領土問題についての協議を継続していくことで一致しました。

2011年(平成23年)11月、ホノルルで行われたAPECの際の日口首脳会談で、両国首脳は、問題解決の必要性を再確認し、お互いに相手を尊重しつつ、議論を続けていくことで一致しました。

2013年(平成25年)4月、モスクワで行われた日口首脳会談で、両首脳は、戦後67年を経て日口間で平和条約が存在しないことは異常であるとの認識を共有し、双方の立場の隔たりを克服して、2003年の共同声明及び行動計画において解決すべきことが確認され、その問題を最終的に解決することにより平和条約を締結するとの決意を表明しました。

安倍首相から、この困難な問題の解決には、プーチン大統領と自分の決断が不可欠であることを強調し、両首脳は「日露パートナーシップの新たな未来志向の地平を模索する中で、両首脳の議論に付すため、平和条約問題の双方に受入れ可能な解決策を作成する交渉を加速化させる。」との指示を自国の外務省に対し共同で与えることで一致しました。

2016年(平成28年)5月、ソチで行われた日口首脳会談で、両首脳は、これまでの交渉の停滞を打破し、突破口を開くため、双方に受入れ可能な解決策の作成に向け、今までの発想にとらわれない「新しいアプローチ」で、交渉を精力的に進めていくとの認識を共有しました。日口二国間の視点だけでなく、グローバルな視点も考慮に入れた上で、未来志向の考えに立って交渉を行うこととし、このアプローチに立って、次回の平和条約締結交渉を6月中に東京で実施することで一致しました。

2016年(平成28年)12月、山口県長門市及び東京で行われた日口首脳会談で、両首脳は、平和条約問題を解決する両首脳自身の真摯な決意を表明するとともに、四島において共同経済活動を行うための特別な制度に関する協議の開始に合意しました。

また、元島民の方々が自由に墓参・故郷訪問したいとの切実な願いを叶えるため、人道上の理由から、実現可能な案を迅速に検討することで合意しました。

2017年(平成29年)4月、モスクワで行われた日口首脳会談で、両首脳は、前年12月の首脳間の合意事項の具体的な進展として、以下の3点で一致しました。

- ① 航空機を利用した元島民による特別墓参の実施

- ② 共同経済活動に関する四島への官民現地調査団の派遣
- ③ 同年8月末の歯舞群島への墓参の際に追加的な出入域ポイントを設置

2017年（平成29年）7月、ハンブルグで行われた日ロ首脳会談で、両首脳は、前年12月の合意事項の実現に向けた着実な取組を通じて両国の信頼を深めることが、平和条約の締結につながるとの共通認識の下、

- ① 6月末に派遣された官民調査団による現地調査が極めて有意義であり、今後の検討の加速につながることを確認しました。
- ② 6月末に天候を理由に実現しなかった航空機を利用した特別墓参について、9月の適切な時期に実現すべく調整していくことで一致しました。

2017年（平成29年）9月、ウラジオストクで行われた日ロ首脳会談で、両首脳は、

- ① 北方四島における共同経済活動に関し、前年12月の首脳間の合意事項の具体的な進展として、早期に取り組むプロジェクトとして、5件（注）の候補を特定しました。今後、双方の立場を害さない法的枠組みを検討し、できるものから実施していくことで一致しました。

（注）（ア）海産物の共同増養殖、（イ）温室野菜栽培、（ウ）島の特性に応じたツアーの開発、（エ）風力発電の導入、（オ）ゴミの減容対策

- ② 5件のプロジェクト候補の検討のため、10月初めを目途に追加的な現地調査を行うこと、各プロジェクトの具体的検討と全てのプロジェクトに共通して必要となる人の移動の枠組みに関する検討を加速することで一致しました。
- ③ 航空機を利用した元島民による特別墓参を9月を目途に実施することを確認しました。

2017年（平成29年）11月、ダナンで行われた日ロ首脳会談で、両首脳は、第2回現地調査で有意義な結果が得られたことを歓迎し、双方の法的立場を害さない形で、来春に向けてプロジェクトを具体化するための検討を加速させ、プロジェクトの内容に関する作業部会及び人の移動に関する作業部会を年内に開催し、次官級協議を年明け早々にも開催することで一致しました。

また、元島民の方々のための人道的措置として、航空機による特別墓参を初め、翌年以降も元島民の方々がより自由な往来を出来るよう、更なる改善策をとっていくことで一致し、早期に次官級で協議することとなりました。

2018年（平成30年）5月、モスクワで行われた日ロ首脳会談で、両首脳は、

- ① 共同経済活動の実現に向けた作業が「新たな段階」に入ったことを確認しました。今後の進め方について、以下のとおり一致しました。
 - ・首脳会談後速やかに、各プロジェクト候補に参加する日露双方の事業者を特定
 - ・事業者中心の「ビジネス・ミッション」を四島に派遣

・「ビジネス・ミッション」の結果を踏まえた次官級協議の開催や、局長級作業部会の開催を含め、プロジェクトの早期実現に向けた作業の加速化を事務方に指示

- ② 首脳間で特定された5件のプロジェクト候補について、具体的に一致している点多々あり、その進展を確認しました。
- ③ 各プロジェクト候補の円滑な実施に資する人の移動の枠組みについて、検討を一層加速することで一致しました。
- ④ 日露の取組が平和条約締結に向けた信頼醸成じょうせいに大きく寄与しており、取組の継続が重要であるとの認識の下、航空機による特別墓参を、実施することで一致しました。

2018年（平成30年）9月、ウラジオストクで行われた日ロ首脳会談で、両首脳は

- ① 北方四島における共同経済活動について、5件のプロジェクト候補の実施に向けた「ロードマップ」を承認しました。
- ② 「ビジネス・ミッション」を10月初めに実施することで一致しました。
- ③ プロジェクトの円滑な実施に資する人の移動の枠組みについても、早期の合意に向けて更なる作業を指示することで一致しました。
- ④ 元島民のための人道的措置について、2回目の航空機墓参や多楽島訪問の際の臨時の追加的な出入域地点の設置を評価しました。
- ⑤ 手続きの簡素化を続けることで一致しました。

2018年（平成30年）11月、シンガポールで行われた日ロ首脳会談で、両首脳は

- ① 北方四島における共同経済活動について、10月初めに「ビジネス・ミッション」が実施されたことを歓迎し、首脳間で作業の進捗しんちやくを確認した上で、双方の法的立場を害さない形でプロジェクトを早期に実施するべく、更に作業を進めることで一致しました。
- ② 元島民の方々のための人道的措置について、安倍総理から、より一層の信頼醸成に向けて、協力を更に進展させることを引き続き働きかけました。
- ③ 「1956年宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる。そのことをプーチン大統領と合意した。」ことが発表されました。

2018年（平成30年）12月、ブエノスアイレスで行われた日ロ首脳会談で、安倍首相から、北方四島における共同経済活動の実現に向けた取組や、航空機墓参を始めとする元島民の方々のための人道的措置について、引き続き協力を進めていくことを働きかけました。

両首脳は、シンガポールでの「1956年共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる」との合意を踏まえ、日露双方は、「河野外務大臣及びラヴロフ外務大臣を交渉責任者とし、その下で森外務審議官及びモルグロフ外務次官を交渉担当者とする」ことで一致

し、さらに交渉を加速させることを確認しました。なお、ロシア側はモルグロフ外務次官を大統領特別代表に、日本側は森外務審議官を総理特別代表と位置付けることとしました。

安倍総理の年明けの訪露前に、可能であれば外相会談を調整することで一致しました。

2019年（平成31年）1月、モスクワで行われた日ロ首脳会談において、

- ① 平和条約締結問題について両首脳は、胸襟きょうきんを開いて率直な意見交換を行いました。前の週に第1回目の交渉を行った両外相の報告を聞き、シンガポールでの合意を踏まえた具体的な交渉が開始され、率直かつ真剣な議論が行われたことを歓迎。その上で、2月中に、例えばミュンヘン安保会議の際に外相間の次回の交渉を行うとともに、首脳特別代表間の交渉も行い、交渉を更に前進させるよう指示しました。
- ② 北方四島における共同経済活動について両首脳は、早期実現のために共同作業を着実かつ迅速に進展させるよう、事務方に指示することで一致しました。
- ③ 元島民のための人道的措置について、本年の航空機墓参を夏にも実施することで一致しました。

2019年（令和元年）6月、大阪で行われた日ロ首脳会談において、

- ① 平和条約締結問題について両首脳は、1956年宣言を基礎として平和条約締結交渉を加速させるとの決意の下で、引き続き交渉を進めていくことで一致しました。
- ② 北方四島における共同経済活動について両首脳は、「観光」及び「ゴミ処理」の2件の「ビジネスモデル」について一致し、これらについて、本年秋にも、観光パイロットツアーや、日ロのゴミ処理の専門家の往来などのパイロット・プロジェクトを実施することで一致しました。
- ③ 元島民の方々のための人道的措置について両首脳は、本年の航空機墓参を8月又は9月に実施することで一致しました。

2019年（令和元年）9月、ウラジオストクで行われた日ロ首脳会談において、
両首脳は

- ① 平和条約締結交渉について、
 - ・平和条約締結問題について忌憚のない意見交換を行い、未来志向で作業することを再確認しました。
 - ・交渉責任者である両外相に対して、双方が受け入れられる解決策を見つけるための共同作業を進めていくよう、改めて指示しました。
- ② 北方四島における共同経済活動について、
 - ・6月の首脳会談において一致した観光及びゴミ処理の分野のパイロット・プロジェクトが実施され始めていることを歓迎しました。残りのパイロット・プロ

ジェクト（注）の着実な実施に向けて、引き続き精力的に取り組んでいくことを確認しました。

（注）日本人専門家による北方四島訪問を9月13日～16日に、また、北方四島への観光パイロットツアーは10月中に実施することで一致しました。

③元島民の方々のための人道的措置について、

- ・3年連続での航空機墓参の実現、墓参におけるアクセスが制限された区域への訪問実現及び臨時の追加的な出入域地点の設置を歓迎しました。安倍首相から、来年以降も航空機墓参が毎年実施されるよう働きかけました。

2020年（令和2年）9月、菅首相とプーチン大統領は電話会談で、2018年（平成30年）11月のシンガポールでの首脳会談で安倍首相とプーチン大統領が「1956年宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる」ことで合意したことを改めて確認しました。

2021年（令和3年）10月、岸田首相とプーチン大統領は電話会談で、2018年（平成30年）のシンガポールでの合意を含め、これまでの両国間の諸合意を踏まえて、しっかりと平和条約交渉に取り組んでいくことを確認しました。

2022年（令和4年）2月、岸田首相とプーチン大統領は電話会談で、平和条約を始めとする日露関係及びウクライナを始めとする地域・国際情勢について対話を続けていくことで一致しました。

このように、日本とロシアが北方領土を解決するための真剣な話し合いを続ける中、2022年（令和4年）2月にロシアによるウクライナ侵略が始まりました。その後、ロシアは3月に、平和条約交渉を継続しない、四島交流及び自由訪問を中止する、共同経済活動に関する対話から離脱する等の措置を一方向的に発表しました。さらに、9月には四島交流及び自由訪問に係る合意の効力の停止に係る政府令を発表しました。日本政府は、これらの措置は極めて不当で断じて受け入れられないとして、ロシア側に強く抗議を行っています。

政府としては、「北方領土問題を解決し、平和条約を締結するとの方針を堅持していく」、また、「北方四島交流等事業の再開は日露関係における最優先事項の一つであり、特に北方墓参に重点を置いて事業の再開を引き続き強く求めていく」としています。

（5）あんぜんそうぎょう だ捕と安全操業問題

ア だ捕と抑留

北方領土の島々がソ連に占拠されてから、根室地域の漁民は、魚類や海藻類が豊富な北方領土付近の海域からしめ出されてしまいました。その上、大変な苦勞を強いられる人もたくさん出てきました。

それは、1977年（昭和52年）まで、日本は領海を3海里（約6km）としているのに対し、ソ連は12海里（約22km）を主張し、日本の漁船が、北方領土の島々から12海里以内に入ると、容赦なくだ捕するようになったからです

1946年（昭和21年）4月30日、根室市の渡辺雄吉さん所有の第2 暁丸（16トン）が歯舞群島の多楽島付近でだ捕されたのが最初で、その後、2006年（平成18年）8月16日には、根室市の漁船が貝殻島付近で銃撃・だ捕され、乗組員1名が死亡する事件が発生しています。近年でも、2000年（平成12年）以降、2023年（令和5年）9月末までに、北方海域でだ捕された船は21隻、乗組員は119名になっています。（北海道水産林務部資料による）

日本漁船をだ捕するのは、おもにロシア国境警備隊の監視船で、停船をさせ、武装した国境警備隊員と通訳が乗りこみ船内を点検し、事情を聞き取り、漁船の位置を測定し、船が北方領土の12海里以内にあった場合はもちろん、その付近であっても連行したりします。

乗組員は、数か月の抑留生活の後、帰されますが、船長・漁労長らは、越境と密漁の罪で裁判にかけられ、短くて3か月、長ければ4年ぐらいの刑罰を受けています。また、船や漁具などはほとんどの場合没収されます。

このため、一家の働き手を失った漁船員の留守家族の生活は困難になります。

また、船や漁具を没収された船主は、経営の立て直しを図るのですがその苦労は並大抵のものではないのです。

そこで、国では、漁船損害等補償法、漁船乗組員給与保険法により、漁船の復旧と漁船員の生活の保護を行い、また、北海道や根室市なども、抑留された漁船員の留守家族に見舞金を支給するなどの援助に力を入れています。

イ 安全操業

普通『安全操業』という場合は、海難事故や操業中の乗組員の安全対策のことを考えますが、北方海域の安全操業はまた別の意味をもっています。

根室地域では、古くから水産業が産業の中心でしたが、沿岸漁業が年々資源が少なくなるにつれて、北洋漁業、北方領土周辺の海域の漁業に頼らざるを得なくなりました。もともこの海域は、わたしたちの祖先が苦労して開拓した漁場であり、北方領土は日本の領土であるという考えがありますから、なんとかソ連にだ捕されることなく、安心して操業ができないのかという要求が強くなってきました。

1964年（昭和39年）12月、北海道水産会と根室市の関係者が話し合い、ソ連の主張する領海に、「単に、入って操業を行うということを認めさせるのではなく、この海域は、現地漁民にとって祖先から代々受け継がれた生活の場であるという認識に立って、戦後、これらの操業なくしては生活し得ない、最小限の海面を日ソ平和条約が結ばれるまでの間、暫定的に認めるよう運動をすすめる」という確認をしています。

これは、北方領土の問題が解決するまでの間、この海域で漁船が操業中、あるいは航行中、ソ連にだ捕や妨害をされずに安心して漁業生産に専念できるようにするための措置を講じることを意味しています。

妨害があるのは、この付近の海域ではソ連艦船の軍事訓練がしばしば行われ、漁期中にもかかわらず、日本漁船の操業や航行に対して警告を出すので、操業が妨げられるからです。

このため、北海道、北海道議会や水産団体、その他いろいろな団体が、北方領土返還要求運動とあわせて、安全操業の実現について、戦後、運動を続けてきています。

ウ 貝殻島昆布採取協定

安全操業の願いが実現したものに「貝殻島昆布採取協定」があります。根室市の納沙布岬から、わずか 3.7km のところにある貝殻島は、灯台がひとつあるだけの小さな無人島ですが、戦前から納沙布岬付近の漁民の重要なコンブ漁場になっていたところでした。

協定が結ばれる前までは、ソ連の監視船に隠れて貝殻島周辺の海へ出かけ、コンブを取り、見つかって、家族の眼前でだ捕されるといふ光景が幾度も繰り返されました。

1963 年（昭和 38 年）6 月、大日本水産会の高崎達之助たかさきたつのすけ会長などの努力により、漁民が夢にまでみた安全操業の一部がこの協定でやっと実現したのです。

大日本水産会とソ連国民経済会議付属漁業国家委員会との間に結ばれた、貝殻島付近のコンブ漁の安全操業についての民間協定ですが、この協定に基づき 1976 年（昭和 51 年）までコンブ操業は無事に続けられ、地域の漁民の生活上の大きな支えとなっていました。

ところが、1977 年（昭和 52 年）からの交渉にあたって、ソ連側から領土問題の基本にかかわる条件を提示され、交渉は成立しないまま中断されてきました。

北海道水産会は、沿岸漁民の生活を守るため、協定の再開について努力を続けてきた結果、ようやく 1981 年（昭和 56 年）9 月、5 年ぶりに再開されました。

このように、部分的ながら、安全操業の願いは実現したのです。

エ 北方四島の安全操業問題

しかし、北方領土の海では日本漁船の操業をめぐるロシアによる日本漁船のだ捕や銃撃事件じゅうげきが後を絶たず、この問題の解決を求める声が高まっていました。

そこで、1995 年（平成 7 年）3 月から北方四島周辺での操業について日ロ両国政府の間で話し合いが行われてきました。

そして、1998 年（平成 10 年）2 月 21 日に協定が調印され、やっと漁民が安心してスケトウダラ、ホッケ、タコを中心に操業できるようになり、問題の解決に大きく前進しました。

「日本の領海（北方四島周辺）」



(引用：海上保安庁・領海概念図)
りょうかいがいねんす

オ 200 海里問題

世界各国の多くが、自国の漁業資源確保のため、200 海里漁業水域を主張する中で、1977 年（昭和 52 年）3 月、ソ連も 200 海里水域を設定しました。日本も漁業をめぐる国際環境の著しい変化に対応するため、同年 7 月から領海を 3 海里から 12 海里に広げること、200 海里漁業水域（現在は排他的経済水域：略称 EEZ となっています。）を設定することに踏み切りました。

このような、新しい漁業秩序のもとで、北方領土を含む北方海域での操業は、いろいろな困難を受けることになりました。

カ 罰金問題

安全操業が未解決のなかで、だ捕されることを防ぐ必要から、国および北海道は「だ捕危険推定ライン」を設け、各漁船の指導にあたってきました。

わが国の領海 12 海里設定以後は、領海侵犯（ロシアが主張している海域に入ること。）を理由としたものは、減少しましたが、依然としてだ捕は続きました。一方、ソ連の 200 海里水域内における「日ソ漁業暫定協定」（1977 年（昭和 52 年）に結ばれ、1984 年（昭和 59 年）には、「日ソ地先沖合漁業協定」に改められました。）違反によって、罰金を取られるケースも多くありました。

北海道や、関係機関では、操業にあたって違反のないよう指導の強化をはかってきましたが、罰金の規定や金額等についてわが国の納得できないケースも多くありました。

(6) 北方領土への墓参・自由訪問

終戦直後、北方領土の島々に住んでいた人たちは、全員本土に引き揚げましたが、父祖や肉親のお墓はそのまま残してきました。そのお墓参りをしたいと思うのは、人間として当然の願いです。この願いは、領土問題とは別の人道上の問題です。そこで元島民で組織している「千島齒舞諸島居住者連盟」が中心となって、外務省や在日ソ連大使館を通してソ連政府に要請を続けた結果、1964年(昭和39年)やっと1回目の墓参が実現し、1975年(昭和50年)までに8回の墓参が行われました。



先祖のお墓にお参りをする墓参団員
(2010年(平成22年)8月
国後島ラシコマンベツ)

1976年(昭和51年)になって、ソ連は、いままでの日本の外務大臣の発行する身分証明書にかえて、旅券(パスポート)をもち、査証(ビザ)を受けることを要求してきました。日本政府は、北方領土はあくまでも日本の領土であると主張している立場から、旅券を発行すると外国の領土ということになるので、とうてい認めることができません。こうしたソ連の要求が強く、1976年(昭和51年)から1985年(昭和60年)まで、墓参を中止せざるを得ませんでした。

1986年(昭和61年)1月、8年ぶりに日ソ外相間定期協議が再開され、北方領土問題を含めた平和条約交渉が行われました。この合意に基づいて、同年5月、安倍外相が訪ソして北方墓参についても話し合い、1986年(昭和61年)8月、11年ぶりに齒舞群島・色丹島、1989年(平成元年)8月、19年ぶりに国後島、1990年(平成2年)8月、戦後初めての択捉島の墓参が行われました。

また、2017年(平成29年)9月には、高齢となっている元島民の皆さんの体の負担を減らすために、初めて航空機を使って、国後島と択捉島で墓参が行われ、2018年(平成30年)以降も引き続き行われてきました。

このほか、1999年(平成11年)から元島民とその家族が故郷である居住地跡を訪れるほか、お墓参りをするため、自由訪問が行われています。

2019年(令和元年)12月までに墓参には延べ4,851人が、自由訪問には延べ5,231人が参加しました。

しかし、2020年(令和2年)と2021年(令和3年)は新型コロナウイルス感染症の影響により、また2022年(令和4年)と2023年(令和5年)はロシアによるウクライナ侵略の影響により、実施することができませんでした。

このような中、2022年(令和4年)、2023年(令和5年)は、より島に近い海上で船の上から祖先の慰霊を行う「洋上慰霊」が実施されました。

なお、これまでの墓参実施状況は、次表のとおりです。

(年度別、島別墓参実施状況)

年度	島名	年度	島名	年度	島名
1964年 (昭和39年)	水晶島(1か所) 色丹島(2か所)	1996年 (平成8年)	国後島(3か所) 択捉島(2か所) 志発島(1か所) 色丹島(1か所) 勇留島(1か所)	2009年 (平成21年)	国後島(2か所) 択捉島(3か所) 色丹島(1か所) 志発島(1か所) 多楽島(2か所)
1965年 (昭和40年)	水晶島(1か所) 色丹島(2か所)			2010年 (平成22年)	択捉島(3か所) 国後島(5か所) 志発島(1か所)
1966年 (昭和41)	水晶島(1か所) 色丹島(2か所) 国後島(1か所)	1997年 (平成9年)	択捉島(2か所) 色丹島(1か所) 志発島(1か所) 国後島(2か所) 水晶島(2か所)	2011年 (平成23年)	国後島(2か所) 択捉島(3か所)
1967年 (昭和42年)	水晶島(1か所) 色丹島(2か所) 国後島(1か所)			2012年 (平成24年)	国後島(3か所)
1969年 (昭和44年)	志発島(1か所) 国後島(1か所)	1998年 (平成10年)	択捉島(2か所) 色丹島(1か所) 志発島(1か所) 国後島(3か所) 多楽島(1か所)	2013年 (平成25年)	色丹島(3か所) 国後島(2か所) 択捉島(3か所)
1970年 (昭和45年)	多楽島(1か所) 勇留島(1か所) 国後島(1か所)			2014年 (平成26年)	国後島(1か所) 水晶島(1か所) 秋勇留島(1か所)
1974年 (昭和49年)	志発島(1か所) 多楽島(1か所) 色丹島(1か所)	1999年 (平成11年)	択捉島(2か所) 国後島(3か所) 色丹島(1か所) 多楽島(1か所) 水晶島(1か所)	2015年 (平成27年)	国後島(4か所)
1975年 (昭和50年)	水晶島(2か所) 志発島(2か所)			2016年 (平成28年)	国後島(2か所) 択捉島(2か所)
1986年 (昭和61年)	水晶島(3か所) 色丹島(1か所)	2000年 (平成12年)	択捉島(2か所) 国後島(3か所) 色丹島(1か所) 秋勇留島(1か所) 志発島(1か所)	2017年 (平成29年)	国後島(6か所) 勇留島(1か所) 志発島(1か所) ※特別墓参(航空機墓参) 国後島(2か所) 択捉島(2か所)
1987年 (昭和62年)	色丹島(1か所) 水晶島(3か所)			2018年 (平成30年)	多楽島(2か所) 国後島(2か所) ※特別墓参(航空機墓参) 国後島(2か所) 択捉島(1か所)
1988年 (昭和63年)	志発島(2か所) 多楽島(1か所) 色丹島(1か所)	2001年 (平成13年)	択捉島(3か所) 色丹島(1か所) 志発島(1か所) 国後島(3か所)	2019年 (令和元年)	択捉島(4か所) 水晶島(3か所) 色丹島(3か所) ※特別墓参(航空機墓参) 国後島(1か所) 択捉島(2か所)
1989年 (平成元年)	国後島(1か所) 色丹島(1か所) 多楽島(1か所) 志発島(1か所)				2020年 (令和2年) 2021年 (令和3年)
1990年 (平成2年)	国後島(2か所) 志発島(1か所) 色丹島(1か所) 択捉島(3か所)	2002年 (平成14年)	色丹島(1か所) 勇留島(1か所) 国後島(3か所)	2022年 (令和4年) 2023年 (令和5年)	ロシアによるウクライナ侵略の影響により 実施できず
1991年 (平成3年)	色丹島(1か所) 択捉島(3か所) 国後島(2か所) 勇留島(1か所)				2003年 (平成15年)
1992年 (平成4年)	択捉島(2か所) 色丹島(1か所) 多楽島(1か所) 国後島(3か所)	2004年 (平成16年)	択捉島(2か所) 国後島(3か所) 色丹島(2か所)		
1993年 (平成5年)	志発島(1か所) 国後島(3か所) 択捉島(2か所) 色丹島(1か所) 水晶島(1か所)				
1994年 (平成6年)	多楽島(1か所) 国後島(3か所) 択捉島(2か所) 色丹島(1か所)	2006年 (平成18年)	国後島(3か所) 色丹島(2か所) 志発島(1か所) 択捉島(2か所)		
1995年 (平成7年)	択捉島(2か所) 国後島(4か所) 多楽島(1か所) 色丹島(1か所)				
		2008年 (平成20年)	色丹島(2か所) 択捉島(2か所) 水晶島(1か所) 秋勇留島(1か所) 勇留島(1か所) 国後島(2か所)		

※特別墓参は独立行政法人北方領土問題対策協会実施事業(北方同盟調べ)

(7) 北方領土との交流

1991年(平成3年)4月に、当時のソ連のゴルバチョフ大統領から、日本国民と北方四島住民の間の交流の拡大、日本国民による四島訪問の無査証(ビザなし)の枠組みを設定することが提案されました。その年の10月、日本とソ連の外務大臣の間で、「領土問題解決までの間、相互理解の増進を図り、領土問題の解決に寄与すること」を目的として、「日本国民」と「継続的にかつ現に諸島(歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島)に居住するソ連国民」との間の旅券・査証なしによる相互訪問の枠組みが設定されました。

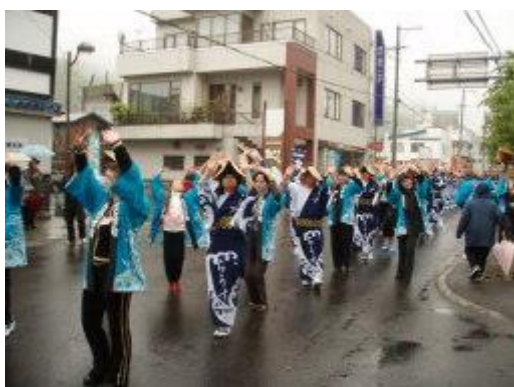
この枠組みにより、1992年(平成4年)から、外務大臣の発行する身分証明書などにより渡航が認められ、北方領土との相互交流(北方四島交流事業)が始まりました。

2019年(令和元年)12月末までの交流は、日本国民は383回延べ1万4,356人が北方領土を訪問し、四島在住のロシア人は263回延べ1万132人が日本を訪れました。

この交流は、これからも続けられ、日ロ両国民の理解と友好が深まり、北方領土問題の解決につながることを期待されています。

しかし、2020年(令和2年)から2023年(令和5年)までの4年間は、墓参や自由訪問と同様の理由により実施することができませんでした。

北方四島交流での住民交流会の様子
(2010年(平成22年)国後島)



知床千人踊りに参加するロシア人団員
(2010年(平成22年)羅臼町)

5 北方領土返還要求運動

北方領土を一日も早く日本に返して欲しいというわたしたちの願いは日増しに高まってきており、そのための返還要求運動も全国的なものになるほど大きなひろがりを見せてきています。

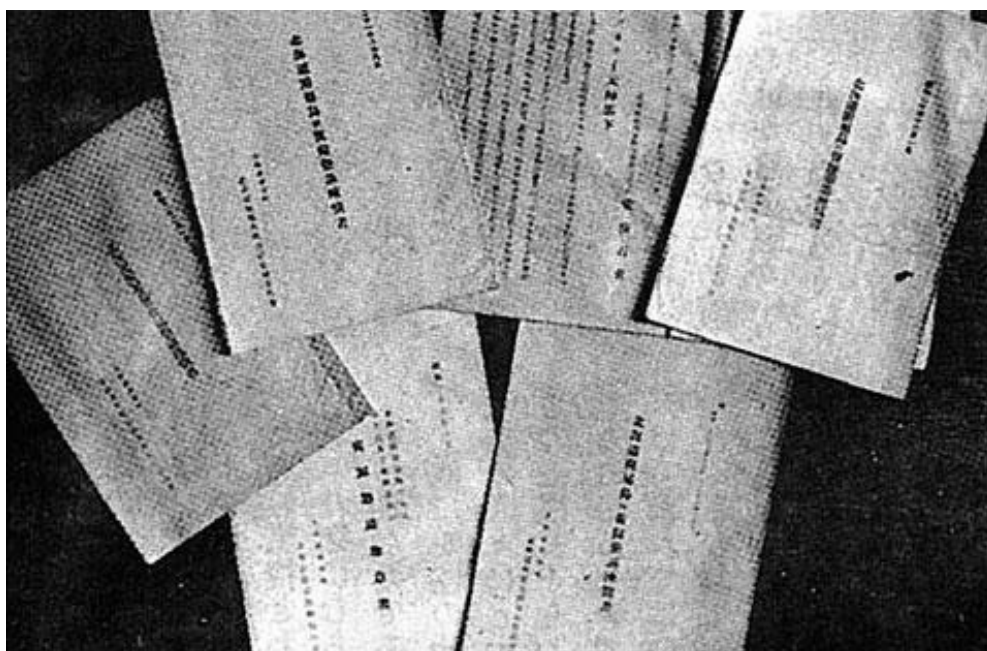
そこで、この北方領土返還要求運動のこれまでの動きをたどってみることにします。

(1) 運動のはじまり

日本固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島は、わたしたちの祖先が代々引き継いできた土地であり、これを再びわたしたちの手に取り戻そうとの目的のもとに、根室の地から返還要求の声が叫ばれたのは、終戦の年の秋頃からでした。

当時の根室町長安藤石典^{いしすけ}は、島からの引揚者の援護^{えんご}に全力をあげるばかりでなく、1945年（昭和20年）12月1日には連合軍最高司令官マッカーサー元帥あてに北方領土返還^{ちんじょうしよ}についての陳情書を提出しました。これが、領土返還要求運動のはじまりとされています。

この陳情がきっかけとなって、翌年には引き揚げてきた島の人たちと根室の人たちを中心に「北海道付属島嶼復帰懇請委員会」^{ほっかいどうふぞくとうしょらつきこんせい}がつくられました。



北方領土復帰要請陳情書第1号

(2) 運動のひろがり

北方領土が占拠されたことは、父祖伝来の地を失うと同時に豊かな漁場までも失ったことになり、経済的な影響も大変なものでした。このようなことから根室にあがった返還要求の声は、やがて北海道内の各地にこだまし、運動の輪はしだいに広がりを見せ始めました。そして、返還を強く訴えるため 1950 年（昭和 25 年）11 月に北方領土返還要求運動を主な目的とした「千島及び歯舞諸島返還懇請同盟」^{こんせいどうめい}が結成されました。その後、この懇請同盟は市町村や様々な団体の参加支援により再編成され、1963 年（昭和 38 年）3 月に北方領土復帰期成同盟^{ふっききせい}（1965 年（昭和 40 年）4 月に社団法人となる）が設立されました。また、1955 年（昭和 30 年）5 月に北方領土の元居住者たちも、自分たちの父祖の地を返してもらおうと「千島列島居住者連盟」（1958 年（昭和 33 年）7 月に社団法人千島歯舞諸島居住者連盟となる）をつくりました。これらの団体は、政府や国会に対する陳情をはじめ、北海道の各地や道外の各都市で住民大会、講演会、北方領土展などを開くほか返還要求のための署名運動を展開し、領土の返還に対する世論を盛んにするために努めています。



北方領土返還要求北海道・東北国民大会
(2023 年(令和 5 年)8 月 25 日 札幌市)

昭和 20 年代では北方領土の返還要求運動は、ほとんど北海道を中心として行われていましたが、その後、サンフランシスコ平和条約の調印や日ソ国交回復などを経て、国民の目も次第に北方領土に向けられ、返還要求運動の灯は、北海道から全国各地に広がっていききました。

現在では全部の都府県に、この運動を推進するための基盤として、民間団体や地方公共団体が一体となった「県民会議」がつくられており、地域に密着した県民大会、キャラバン活動、パネル展の開催、署名運動などの返還要求運動が全国各地で展開されています。

また、青年、婦人及び労働団体など全国的な組織をもっている多くの民間団体が「北方領土返還要求運動連絡協議会」に加盟し、「北方領土の日」の全国大会の開催など活発な活動を展開しています。



“北方領土を考える” 高校生弁論大会（2024年(令和6年)1月20日 札幌市）

このように国民世論が高まってきたことと並行して、国会をはじめ、すべての都道府県議会及びほとんどの市町村の議会でも、北方領土返還の実現を強く求める「北方領土返還に関する決議」が行われています。



北方領土返還要求署名運動（2024さっぽろ雪まつり会場）

また、主として元島民に対する援護等を行うため、1961年（昭和36年）12月に、「特殊法人北方協会」（2003年（平成15年）10月に独立行政法人北方領土問題対策協会となる）が設立され、全国的な規模で援護のほか北方領土問題の啓発宣伝、交流事業などを行っています。

(3) 北方領土の日

北方領土の返還を求める多くの国民から、「北方領土の日」を設けることを強く要望されていた政府は、北方領土問題に対する国民の関心と理解を更に深め、全国的な北方領土返還要求運動の一層の推進を図るために、1981年（昭和56年）1月6日の閣議^{かくぎ}で毎年2月7日を「北方領土の日」とすることを決定しました。

この2月7日は、1855年（安政元年）伊豆の下田で、『日露通好条約』が結ばれ、平和のうちに、択捉島とウルップ島の間^{ウラップ}に国境を定め、択捉島から南は我が国の領土として国際的にも明らかにされた歴史的な意義をもつ日であり、平和的な話し合いの中で領土の返還を求める北方領土返還要求運動推進の目的に最も合った日として設けられたものです。

この日を中心にして全国的に集会、講演会、署名運動などいろいろな行事が開催され四島返還に向けての運動が、大きなうねりとなって全国各地に広がっています。



北方領土返還要求全国大会（2024年(令和6年)2月7日 東京）（首相官邸HPから）

(4) 世論の盛り上がり

1981年（昭和56年）は、返還要求運動の歴史にとって意義深い年でした。2月7日が「北方領土の日」と決まり、9月10日には、現職の総理として、初めて鈴木首相が北方領土の現地視察を行いました。

さらに、9月27日には国民の返還への祈りの心を結集した、北方領土返還祈念シンボル像「四島しまのかけ橋」が、全国からの募金きねんによって、北方領土問題の原点の地である納沙布岬に建てられました。このシンボル像は北方四島を結ぶイメージを表わした巨大なアーチで、その下には領土の返還を求める「祈りの灯」がともされています。

この灯は、祖国復帰が実現した沖縄の南端、波照間島はてるまで採火され、青年団体による全国縦断キャラバン隊によって、はるばる納沙布岬に運ばれました。また、そのそばには、全国の都道府県から寄せられた自然石を敷きつめた、「希望の道」がつくられています。



納沙布岬に建てられた北方領土返還のシンボル「四島のかけ橋」

1981年（昭和56年）10月には、第1回の「北方領土返還促進国連使節団」が国連本部などを訪問し、国際世論に訴えかけました。そして、初めて1991年（平成3年）にモスクワ、サンクトペテルブルク、1992年（平成4年）にはロシア極東地域に、その後も、ロシアなどへ海外使節団をおくり、北方領土問題について相互理解を深めるための事業を行ってきました。最近では、使節団派遣事業に代わりロシアの大学生や研究者を日本に招いて、日本の大学生や研究者と意見交換を行い、お互いの理解を深める事業を行うなど、国の内外において、幅の広い運動を進めています。

また、北方領土に近い地域には、北方領土のことがなんでも分かるように、根室市の「北方館」、「望郷の家」、「北方領土資料館」や、別海町の「別海北方展望塔」、標津町の「北方領土館」、羅臼町の「羅臼国後展望塔」などの施設があり、全国各地からきた人たちに利用されています。



ロシア連邦政府外務省と対談する使節団の一行（ロシア連邦政府外務省）



北方領土館内の様子（標津町）

根室市内には、北方四島（歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島）に住むロシア人との交流の場として北海道立北方四島交流センター（ニ・ホ・ロ）があります。展望室からは国後島や知床半島を間近に見ることができ、展示室では北方領土の歴史や今の様子を映像などで学ぶこともできる施設となっています。

（ニ・ホ・ロとは、日本（ニ）とロシア（ロ）をつなぐ北海道（ホ）の交流拠点施設の意味です。）



北海道立北方四島交流センター（ニ・ホ・ロ）

(5) 今後の運動の方向

北方領土問題の解決に至る道は、依然として厳しいものです。しかし、領土問題の解決には長い忍耐が必要なことは、世界の歴史が示しています。

北方領土返還要求運動は、北海道から始まり、現在は、国内に広がり、国民世論は高まりを見せていますが、全国的な視野に立って見た場合、かつての沖縄返還要求運動と比較して、更なる世論の盛り上がりが必要です。

今後、北方領土返還要求運動を、さらに力強く進め、北方領土問題の解決に近付けていくためには、まず、国民の一人ひとりが、

- ① 日本の固有の領土である北方領土についての、正しい理解と認識を深めること。
- ② 北方領土問題は、国の基本問題であり、身近な問題として認識すること。

が、大切なことです。

そして、ロシアも、日ロ間の真の友好関係を確立するには、北方領土問題の解決が大きな前提であることを認識することが強く期待されます。

わたしたちは、北方領土返還運動の先駆者^{せんくしゃ}の意志と熱意を受け継ぎ、これからも幅の広い粘り強い運動を展開して、北方領土返還の一日も早い実現を訴え続けなければなりません。

資 料

(1) 北方領土元居住者調

居住島名	居住者数（人）	世帯数（世帯）
齒 舞 群 島		
水 晶 島	986	154
秋 勇 留 島	88	14
勇 留 島	501	79
志 発 島	2, 249	374
多 楽 島	1, 457	231
計	5, 281	852
色 丹 島	1, 038	206
国 後 島	7, 364	1, 327
択 捉 島	3, 608	739
合 計	17, 291	3, 124

（1945年（昭和20年）8月15日現在）

(2) 日本国魯西亞国通好条約（下田条約）（抄）

1855年2月7日

（旧日本曆 安政元年 12月21日）

第1条 今より後兩國未永く眞実懇にして各其所領に於て互に保護し人命は勿論什物に於ても損害なかるへし

第2条 今より後日本国と魯西亞国との境「エトロプ島」と「ウルップ」島との間に在るへし「エトロプ」全島は日本に属し「ウルップ」全島夫より北の方「クリル」諸島は魯西亞に属す「カラフト」島に至りては日本国と魯西亞国との間に於て界を分たす是迄仕来の通たるへし

(3) 樺太千島交換条約（抄）

1875年（明治8年）5月

第一款 大日本国皇帝陛下ハ其ノ後胤ニ至ル迄現今樺太島（即薩哈噠島）ノ一部ヲ所領スルノ権理及君主ニ属スルー一切ノ権理ヲ全露西亞国皇帝陛下ニ譲リ而今而後樺太全島ハ悉ク露西亞帝国ニ属シ「ラペルーズ」海峡ヲ以テ兩國ノ境界トス

第二款 全露西亞皇帝陛下ハ第一款ニ記セル樺太島（即薩哈噠島）ノ権理ヲ受シ代トシテ其後胤ニ至ル迄現今所領「クリル」群島即チ第一「シュムシュ」島第二「アライド」島第三「パラムシル」島第四「マカンルシ」島第五「ヲネコタン」島第六「ハリムコタン」島第七「エカルマ」島第八「シャスコタン」島第九「ムシル」島第十「ライコケ」島第十一「マツア」島第十二「ラスツア」島第十三「スレドネワ」及「ウシシル」島第十四「ケトイ」島第十五「シムシル」島第十六「プロトン」島第十七「チェルポイ」並ニ「プラット、チェルポエフ」島第十八「ウルップ」島共計十八島ノ権理及ビ君主ニ属スルー一切ノ権理ヲ大日本皇帝陛下ニ譲リ而今而後「クリル」全島ハ日本帝国ニ属シ東察加地方「ラパッカ」岬ト「シュムシュ」島ノ間ナル海峡ヲ以テ兩國ノ境界トス

(4) 講和条約（ポーツマス条約）（抄）

1905年（明治38年）9月

第九条 露西亞帝国政府ハ薩哈噠島南部及其ノ附近ニ於ケル一切ノ島嶼並該地方ニ於ケル一切ノ公共営造物及財産ヲ完全ナル主權ト共ニ永遠日本帝国政府ニ譲與ス其ノ譲與地域ノ北方境界ハ北緯五十度ト定ム該地域ノ正確ナル境界線ハ本条約ニ附属スル追加約款第二ノ規定ニ從ヒ之ヲ決定スヘシ

日本国及露西亞国ハ薩哈噠島又ハ其ノ附近ノ島嶼ニ於ケル各自ノ領地内ニ堡壘其ノ他之二類スル軍事上工作物ヲ築造セサルコトニ互ニ同意ス又兩國ハ各宗谷海峡及韃靼海峡ノ自由航海ヲ妨礙スルコトアルヘキ何等ノ軍事上措置ヲ執ラサルコトヲ約ス

第11条 露西亞国ハ日本海・「オコーツク」海及「ベーリング」海ニ瀕スル露西亞国領地ノ沿岸ニ於ケル漁業權ヲ日本国臣民ニ許與セムカ為日本国ト協定ヲナスヘキコトヲ約ス

(5) 英米共同宣言（大西洋憲章）（抄）

1941年（昭和16年）8月

アメリカ合衆国大統領及聯合王国ニ於ケル皇帝陛下ノ政府ヲ代表スル「チャーチル」総理大臣ハ、会合ヲ為シタル後両国力世界ノ為一層良キ将来ヲ求メントスル其ノ希望ノ基礎ヲ成ス両国国策ノ共通原則ヲ公ニスルヲ以テ正シト思考スルモノナリ。

- 一、 両国ハ領土的其ノ他ノ増大ヲ求メス。
- 二、 両国ハ關係国民ノ自由ニ表明セル希望ト一致セサル領土的変更ノ行ハルルコトヲ欲セス。
- 三、 両国ハ一切ノ国民力其ノ下ニ生活セントスル政体ヲ選択スルノ権利ヲ尊重ス。両国ハ主權及自治ヲ強奪セラレタル者ニ主權及自治力返還セラルルコトヲ希望ス。（この宣言は、ソ連が当時国となっている連合共同宣言に引用されている。）

(6) カイロ宣言（抄）

1943年（昭和18年）11月

「ルーズヴェルト」大統領、蔣介石大元帥及「チャーチル」総理大臣は各自の軍事顧問及外交顧問と共に北「アフリカ」に於て会議を終了し左の一般的声明を発せられたり

三大同盟国は日本国の侵略を制止し且之を罰する為今次の戦争を為しつつあるものなり 右同盟国は自国の為に何等の利得をも欲求するものに非ず

又領土拡張の何等の念をも有するものに非ず

右同盟国の目的は日本国より 1914年の第一次世界戦争の開始以後に於て日本国が奪取し又は占領したる太平洋に於ける一切の島嶼を剥奪すること並に満洲、台湾及澎湖島の如き日本国が清国人より盗取したる一切の地域を中華民國に返還することに在り日本国は又暴力及貪欲に依り日本国の略取したる他の一切の地域より駆逐せらるべし

（この宣言は、ソ連が加入したポツダム宣言に引用されている。）

(7) ヤルタ協定（抄）

1945年（昭和20年）2月

三大国、すなわちソヴィエト連邦、アメリカ合衆国及グレート・ブリテンの指導者は、ソヴィエト連邦が、ドイツが降伏し、かつ、欧州における戦争が終了した後2箇月又は3箇月で、次のことを条件として、連合国に味方して日本国に対する戦争に参加すべきことを協定した。

1. 外蒙古（蒙古人民共和国）の現状が維持されること。
2. 1904年の日本国の背信的攻撃により侵害されたロシアの旧権利が次のとおり回復されること。
 - (a) 樺太の南部及びこれに隣接するすべての島嶼がソヴィエト連邦に返還されること。

—省略—

3. 千島列島がソヴィエト連邦に引き渡されること。

三大国の首脳はこれらソヴィエト連邦の要求が日本国が敗北した後に確実に満たされるべきことを合意した。

(8) ポツダム宣言 (抄)

1945年(昭和20年)7月

一.吾等合衆国大統領、中華民国政府首席及「グレート・ブリテン」国総理大臣ハ吾等ノ数億ノ国民ヲ代表シ協議ノ上日本国ニ対シ今次ノ戦争ヲ終結スルノ機会ヲ与フルコトニ意見一致セリ

八.「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルヘク又日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国竝ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルヘシ

九.日本国軍隊ハ完全ニ武装ヲ解除セラレタル後各自ノ家庭ニ復帰シ平和的且生産的ノ生活ヲ営ムノ機会ヲ得シメラルヘシ

十二.前記諸目的力達成セラレ且日本国国民ノ自由ニ表明セル意思ニ従ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府力樹立セラルルニ於テハ連合軍ノ占領軍ハ直ニ日本国ヨリ撤収セラルヘシ

十三.吾等ハ日本国政府力直ニ全日本国軍隊ノ無条件降伏ヲ宣言シ且右行動ニ於ケル同政府ノ誠意ニ付適当且充分ナル保障ヲ提供センコトヲ同政府ニ対シ要求ス右以外ノ日本国ノ選択ハ迅速且完全ナル壊滅アルノミトス

(9) サンフランシスコ平和条約 (抄)

1951年(昭和26年)9月

第1章 平和

第1条 (戦争の終了・主権の承認)

(a) 日本国と各連合国との間の戦争状態は、第23条の定めるところによりこの条約が日本国と当該連合国との間に効力を生ずる日に終了する。

(b) 連合国は、日本国及びその領水に対する日本国民の完全な主権を承認する。

第2章 領域

第2条 (領土権の放棄)

(a) 日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及びウツ陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

(c) 日本国は、千島列島並びに日本国が1905年9月5日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

(d) 日本国は、国際連盟の委任統治制度に関連するすべての権利、権原及び請求権を放棄し、且つ、以前に日本国の委任統治の下にあった太平洋の諸島に信託統治制度を及ぼす1947年4月2日の国際連合安全保障理事会の行動を受諾する。

(e) 日本国は、日本国民の活動に由来するか又は他に由来するかを問わず、南極地域のいずれの部分に対する権利若しくは権原又はいずれの部分に関する利益についても、すべての請求権を放棄する。

- (f) 日本国は、新南群島及び西沙群島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

第3条（信託統治）

日本国は、北緯 29 度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む）、孀婦岩の南の南方諸島（小笠原諸島、西之島及び火山列島を含む）並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。

(10) 日ソ共同宣言（抄）

1956 年（昭和 31 年）10 月

1. 日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の戦争状態は、この宣言が効力を生ずる日に終了し、両国の間に平和及び友好善隣関係が回復される。

8. 1956 年 5 月 14 日にモスクワで署名された北大西洋の公海における漁業に関する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の条約及び海上において遭難した人の救助のための協力に関する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の協定は、この宣言の効力発生と同時に効力を生ずる。

9. 日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、両国間に正常な外交関係が回復された後、平和条約の締結に関する交渉を継続することに同意する。

ソヴィエト社会主義共和国連邦は、日本国の要望にこたえかつ日本国の利益を考慮して、齒舞群島及び色丹島を日本国に引渡すことに同意する。ただし、これらの諸島は、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の平和条約が締結された後に現実に引き渡されるものとする。

(11) 日ソ共同声明（抄）

1973年(昭和48年)10月10日モスクワで署名

田中角栄日本国内閣総理大臣は、ソヴィエト連邦政府の招待により、1973年10月7日から10日までソヴィエト連邦を公式訪問した。田中総理大臣には、大平正芳外務大臣及びその他の政府職員が随行した。

田中総理大臣及び大平外務大臣は、L・I・ブレジネフ・ソ連邦共産党中央委員会書記長、A・N・コスイギン・ソ連邦共産党中央委員会政治局員兼ソ連邦大臣会議議長およびA・A・グロムイコ・ソ連邦共産党中央委員会政治局員兼ソ連邦外務大臣と平和条約締結交渉を含む日ソ間の諸問題および相互に関心を有する主要な国際問題について、率直かつ建設的な話し合いを行った。また、田中総理大臣および大平外務大臣は、N・V・ポドゴルヌイ・ソ連邦共産党中央委員会政治局員兼ソ連邦最高会議幹部会議長と会見した。

大平外務大臣とグロムイコ外務大臣との間に第3回の定期協議が行われた。

友好的雰囲気の中に行われたこれらの会談において双方は、日ソ関係が、1956年の日ソ共同宣言により外交関係が回復して以来、広範な分野において順調な発展を遂げており、特に、近年においては、政治、経済および文化の面において両国間の関係の進展が著しいことに満足の意を表明した。双方は、内政不干渉および互惠平等の原則に基づき日ソ間の善隣友好関係を増進することは、日ソ両国民の共通の利益に應えるのみならず、極東ひいては世界の平和と安定に大きく貢献するものであることを認め、このために、両国関係の一層の発展に努力する旨の決意を表明した。

- 1 双方は、第2次大戦の時から未解決の諸問題を解決して平和条約を締結することが、両国間の真の善隣友好関係の確立に寄与することを認識し、平和条約の内容に関する諸問題について交渉した。双方は1974年の適当な時期に両国間で平和条約の締結交渉を継続することに合意した。

(以下略)

(12) 日ソ共同コミュニケ（抄）

1986年(昭和61年)1月19日

エ・ア・シェヴァルナツェ・ソ連邦共産党中央委員会政治局員兼外務大臣は、日本国政府の招待により、1986年1月15日から19日まで日本国を公式訪問した。

東京滞在中エ・ア・シェヴァルナツェ・ソ連邦外務大臣は、中曽根康弘日本国総理大臣と会見した。中曽根康弘総理大臣は、以前に伝達されたエム・エス・ゴルバチョフ・ソ連邦共産党中央委員会書記長に対する日本国への公式訪問の招待を確認した。

エ・ア・シェヴァルナツェ・ソ連邦外務大臣は、右招待に対し謝意を表明した。

エ・ア・シェヴァルナツェ・ソ連邦外務大臣は中曽根康弘総理大臣に対し、日本国総理大臣のソ連邦公式訪問招待を内容とするエム・エス・ゴルバチョフ・ソ連邦共産党中央委員会書記長の書簡を伝達した。

安倍晋太郎日本国外務大臣とエ・ア・シェヴァルナツェ・ソ連邦外務大臣は定期協議としての会談を行ない、同会談では、日ソ関係の諸問題及び双方が関心を有す

る国際問題について討議が行われた。

双方は、互惠平等及び内政不干涉の原則に基づいて日ソ関係を発展させることは、日ソ両国民の共通の利益に應えるのみならず、アジアひいては世界の平和と安定に多大の貢献をなすものである旨強調した。

両大臣は、日ソ両国指導者間の政治対話のもつ重要な意義を指摘した。この関連で両大臣は、両国外務大臣間の定期協議を、今後引き続きモスクワ及び東京において交互に、少なくとも年1回行うとの合意を確認した。エ・ア・シェヴァルナツェ・ソ連邦外務大臣は、安倍晋太郎日本国外務大臣に対し、1986年にソ連を公式訪問するよう招待し、また、安倍晋太郎日本国外務大臣は、エ・ア・シェヴァルナツェ・ソ連邦外務大臣に対し、1987年に日本を公式訪問するよう招待を伝達した。これらの招待は双方により謝意をもって受諾された。訪問の具体的時期は、外交チャンネルを通じて合意される。

両大臣は、外務次官級協議が毎年行われていることを肯定的に評価し、同協議の継続に賛意を表明した。次回の協議は、モスクワにおいて、双方の間で合意される時期に行われる。

両大臣は、1973年10月10日付けの日ソ共同声明において確定した合意に基づいて、日ソ平和条約の内容となり得べき諸問題を含め、同条約締結に関する交渉を行った。双方は、モスクワにおいて行われる次回協議の際にこれを継続する旨合意した。

日本人墓地への遺族の墓参に関する安倍晋太郎日本国外務大臣の要請に関連して、ソ連側は人道的見地からこの問題を然るべき注意をもって検討していく旨述べた。

(以下略)

(13) 日ソ共同コミュニケ (抄)

1986年(昭和61年)5月31日

安倍晋太郎日本国外務大臣は、ソ連邦政府の招待により1986年5月29日から31日までソヴィエト社会主義共和国連邦を公式訪問した。

安倍晋太郎日本国外務大臣は、エム・エス・ゴルバチョフ・ソ連邦共産党中央委員会書記長と会見した。会見は、率直な雰囲気の下で行われ、国際情勢の枢要な諸問題及び日ソ関係の発展の現状と見通しに関する原則的な諸問題が討議された。

安倍晋太郎日本国外務大臣は、中曽根康弘日本国総理大臣によって以前になされたエム・エス・ゴルバチョフ・ソ連邦共産党中央委員会書記長に対する日本国公式訪問の招待を確認した。ソ連側からは、本年1月に伝達された日本国総理大臣に対するソ連邦への公式訪問の招待が確認された。

安倍晋太郎日本国外務大臣とエ・ア・シェヴァルナツェ・ソ連邦共産党中央委員会政治局員兼外務大臣は定期協議としての会談を行い、同会談では、2国間関係の諸問題及び双方が関心を有する国際問題について討議が行われた。

両大臣は、日ソ関係の改善に向けての双方の努力を指摘し、互惠、平等、内政不干涉の原則に基づいた関係のなお一層の発展に対する関心を確認した。

両大臣は、当該関係をこのように発展されることは、日ソ両国民の利益にこたえるのみならず、アジアひいては世界の平和と安定の強化に多大の貢献をなすものであることを強調した。

両大臣は、日ソ両国指導者間の政治対話、なかんずく両国外務大臣間の定期協議に重要な意義を付与し、この協議を今後引き続き東京及びモスクワにおいて交互に、少なくとも年1回行うとの合意を再確認した。安倍晋太郎日本国外務大臣は、エ・ア・シェヴァルナツェ・ソ連邦外務大臣に対して次回協議を行うため、1987年の日本国への公式訪問の招待を改めて確認し、この招待は謝意をもって受諾された。訪問の具体的時期は、外交チャンネルを通じて合意される。

両大臣は、外務次官級協議が毎年行われていることを肯定的に評価し、同協議の継続につき改めて賛意を公表した。次回の協議はモスクワにおいて、双方の間で合意される時期に行われる。

両大臣は、1973年10月10日付の日ソ共同声明において確定した合意に基づいて、日ソ平和条約の内容となり得べき諸問題を含め、同条約締結に関する本年1月に東京で行われた交渉を継続した。双方は、東京において行われる次回協議の際にこれを継続する旨合意した。

ソ連側は、日本人墓地への遺族の墓参に関する安倍晋太郎日本国外務大臣の要請に関連して行われた話し合いに照らして、本件にかかわる諸問題を外交チャンネルで検討することを念頭に置き、当該要請に基本的に肯定的に対応する用意がある旨表明した。

(以下略)

(14) 日ソ共同コミュニケ (抄)

1988年(昭和63年)12月21日

エ・ア・シェヴァルナツェ・ソ連共産党中央委員会政治局員兼外相は、日本政府の招待により、1988年12月18日から21日まで日本を公式訪問した。

(略)

両大臣は、1973年10月10日の日ソ共同声明において確定した合意に基づいて、日ソ平和条約の内容となり得べき諸問題を含め、同条約締結に関する交渉を行った。同交渉において、双方は、両国関係に存在する困難の除去に関し、その歴史のおよび政治的側面についてのそれぞれの認識を述べた。

この関連で、両大臣は、両大臣間で行われている平和条約締結交渉を一層促進するため、外務次官レベルの常設作業グループを設け、同作業グループにおいて討議を続けることを指示する旨合意した。

双方は、両国の外務次官級協議が毎年行われていることを積極的に評価し、同協議の継続に賛意を公表した。次回の協議は、東京において、1989年の双方の間で合意される時期に行われる。

(以下略)

(15) 日ソ共同声明 (抄)

1991年(平成3年)4月18日

- 1 エム・エス・ゴルバチョフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦大統領は、日本国政府の招待により、1991年4月16日から19日まで日本国を公式訪問した。
- 3 エム・エス・ゴルバチョフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦大統領は、海部俊樹日本国内閣総理大臣と、平和条約締結交渉を含む日ソ間の諸問題及び相互に関心を有する主要な国際問題について率直かつ建設的な話し合いを行った。
- 4 海部俊樹日本国内閣総理大臣及びエム・エス・ゴルバチョフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦大統領は、歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の帰属についての双方の立場を考慮しつつ領土画定の問題を含む日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の平和条約の作成と締結に関する諸問題の全体について詳細かつ徹底的な話し合いを行った。

これまでに行われた共同作業、特に最高レベルでの交渉により、一連の概念的な考え方、すなわち、平和条約が、領土問題の解決を含む最終的な戦後処理の文書であるべきこと、友好的な基盤の上に日ソ関係の長期的な展望を開くべきこと及び相手側の安全保障を害すべきでないことを確認するに至った。

ソ連側は、日本国の住民と上記の諸島の住民との間の交流の拡大、日本国民によるこれらの諸島訪問の簡素化された無査証の枠組みの設定、この地域における共同の互恵的経済活動の開始及びこれらの諸島に配置されたソ連の軍事力の削減に関する措置を近い将来とする旨の提案を行った。日本側は、これらの問題につき今後更に話し合うこととしたい旨述べた。

総理大臣及び大統領は、会談において、平和条約の準備を完了させるための作業を加速することが第一義的に重要であることを強調するとともに、この目的のため、日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦が戦争状態の終了及び外交関係の回復を共同で宣言した1956年以来長年にわたって二国間交渉を通じて蓄積されたすべての肯定的要素を活用しつつ建設的かつ精力的に作業するとの確固たる意思を表明した。

同時に、日本国と日本国に隣接するロシア・ソヴィエト連邦社会主義共和国を含むソヴィエト社会主義共和国連邦との間の相互関係における善隣、互恵及び信頼の雰囲気の中で行われる貿易経済、科学技術及び政治の分野での並びに社会活動、文化、教育、観光、スポーツ、両国国民間の広範で自由な往来を通じての建設的な協力の展開が、合目的的であると認められた。

- 6 双方は、1966年に合意された両国外務大臣間の協議の定期的な実施の重要性を指摘し、少なくとも年1回、必要な場合にはより頻繁に、協議を行うことを確認した。
- 7 双方は、両国が、相互の関係において、国際連合憲章第2条に掲げる原則、なかんずく次の原則を指針することを確認した。
 - (イ) その国際紛争を平和的手段によって、国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように、解決すること。
 - (ロ) その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使は、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むこと。

(16) 日ロ関係に関する東京宣言（抄）

1993年(平成5年)10月13日

2 日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、両国関係における困難な過去の遺産は克服されなければならないとの認識を共有し、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に関する問題について真剣な交渉を行った。双方は、この問題を歴史的・法的事実に立脚し、両国の間で合意の上作成された諸文書及び法と正義の原則を基礎として解決することにより平和条約を早期に締結するよう交渉を継続し、もって両国間の関係を完全に正常化すべきことに合意する。この関連で、日本国政府及びロシア連邦政府は、ロシア連邦がソ連邦と国家としての継続性を有する同一の国家であり、日本国とソ連邦との間のすべての条約その他の国際約束は日本国とロシア連邦との間で引き続き適用されることを確認する。

日本国政府及びロシア連邦政府は、また、これまで両国間の平和条約作業部会において建設的な対話が行われ、その成果の一つとして1992年9月に「日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集」が日露共同で発表されたことを想起する。

日本国政府及びロシア連邦政府は、両国間で合意の上策定された枠組みの下で行われてきている前記の諸島に現に居住している住民と日本国の住民との間の相互訪問を一層円滑化することをはじめ、相互理解の増進へ向けた一連の措置を採ることに同意する。

(17) クラスノヤルスク合意（抄）

1997年(平成9年)11月2日

「東京宣言に基づき、2000年までに平和条約を締結するよう全力を尽くす。」

(18) 川奈合意（抄）

1998年(平成10年)4月19日

「平和条約が東京宣言第2項に基づき四島の帰属の問題を解決することを内容とし、21世紀に向けての日露の友好協力に関する原則等を盛り込むべきこと。」

(19) 日本国とロシア連邦の間の創造的パートナーシップ構築に関するモスクワ宣言（抄）

1998年(平成10年)11月13日

2 日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、本年4月の川奈における首脳会議において日本側から提示された択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に係る問題の解決に関する提案に対してロシア側の回答が伝えられたことにかんがみ、東京宣言並びにクラスノヤルスク及び川奈における首脳会談に際して達成された合意に基づいて平和条約の締結に関する交渉を加速するよう両政府に対して指示する。

両首脳は、平和条約を2000年までに締結するよう全力を尽くすとの決意を再確認する。このため、両首脳は、既存の平和条約締結問題日露合同委員会の枠内において、国境画定に関する委員会を設置するよう指示する。

両首脳は、また、国境画定に関する委員会と並行して活動し、上記の諸島においていかなる共同経済活動を双方の法的立場を害することなく実施し得るかについて明らかにすることを目的とする、上記の諸島における共同経済活動に関する委員会を設置するよう指示する。

両首脳は、人道的見地から、旧島民及びその家族たる日本国民による、上記の諸島への最大限に簡素化されたいわゆる自由訪問を実施することにつき原則的に合意し、このような訪問手続の法的・实际的側面を検討するよう指示する。

3 日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、日露両国の隣接する地域の住民の間の相互理解の促進及び多面的、互恵的な協力の発展を図り、もって平和条約の早期締結のための環境を整備することを目的とする、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島をめぐる協力の重要性を認識する。

この関連で、両首脳は、人道的観点から緊急の対応を要する場合の両国間の協力の枠組みが拡充されたことを歓迎する。

また、両首脳は、日本国政府とロシア連邦政府との間の海洋生物資源についての操業の分野における若干の事項に関する協定の締結及びこの協定の下での操業の円滑な実施を高く評価するとともに、これが両国間の信頼関係の強化に大きく貢献していることを確認する。

(20) 平和条約問題に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の声明（抄）

2000年(平成12年)9月5日

- 1 日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、日本国とロシアとの間にその戦略的・地政学的利益に合致する創造的パートナーシップを構築するとの志向に則り、本年9月4日及び5日東京にて、平和条約の問題を含め、二国間関係全体について詳細な交渉を行った。
- 2 双方は、1997年のクラスノヤルスクにおける日露首脳会談において、東京宣言に基づき2000年までに平和条約を締結するよう全力を尽くすことが合意され以降、次のような肯定的実績を上げたことを確認した。
 - 外務大臣レベルの平和条約締結問題合同委員会が設置された。
 - 国境画定に関する委員会が設置され、その枠内において積極的な交渉が継続されている。
 - 共同経済活動に関する委員会が設置され、積極的に作業している。「択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島(以下「諸島」という。)における共同経済活動の発展に関する日露協力プログラム」が署名された。
 - 海洋生物資源についての操業の分野における協力の若干の事項に関する協定が署名され、成功裡に実施されている。
 - 諸島への最大限に簡素化された手続によるいわゆる自由訪問について達成された合意が実施されている。
 - 1991年の合意に従って実施されている諸島に現に居住している住民と日本国の住民との間の相互訪問の参加者の範囲が1998年から拡大されている。
 - 1994年の地震に関連して実施が開始された人道支援の分野に、緊急の支援を要する場合が含まれている。
- 3 双方は、クラスノヤルスク合意の実現のための努力を継続すること及びその肯定的実績を一層強固なものとするよう最大限助長していくことが不可欠であることを一致して認めた。
- 4 双方は、1993年の日露関係に関する東京宣言及び1998年の日本国とロシア連邦との間の創造的パートナーシップの構築に関するモスクワ宣言を含む今日までに達成された全ての諸合意に依拠しつつ、「択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に関する問題を解決することにより」平和条約を策定するための交渉を継続することに合意した。

交渉のプロセスの効率性を高めるとの志向に則り、双方は、平和条約締結問題合同委員会における各々の代表者に対し、以下の措置をとるよう指示を不えた。

 - 平和条約締結問題合同委員会及び国境画定に関する委員会の作業を一層加速化するための新たな方策を策定すること。
 - 日露間領土問題の歴史に関する共同資料集につき、これに1993年以降の時期に関わる資料を含めることをはじめとし、その新しい版を準備するための措置をとること。
 - 平和条約締結の重要性を各々の国の世論に説明するための努力を活発化させること。
- 5 V.V.プーチン・ロシア連邦大統領は、様々な分野における二国間関係の一層の発展及び平和条約交渉の積極的前進を図るため、ロシア連邦を公式に訪問するよう森喜朗日本国総理大臣を招待した。森喜朗日本国総理大臣は、感謝をもって招

待を受け入れた。訪問の時期は外交ルートで合意される。

双方は、できる限りの機会を活用し、今後とも積極的な対話を維持することが有益であると認めた。

6 交渉は、率直、信頼及び相互尊重の雰囲気の下で行われた。

(21) 平和条約問題に関する交渉の今後の継続に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領のイルクーツク声明（抄）

2001年(平成13年)3月25日

森喜朗日本国総理大臣と V.V.プーチン・ロシア連邦大統領は、2001年3月25日イルクーツクにて会談した。双方は、2000年4月の日本国総理大臣のサンクト・ペテルブルグ訪問及び2000年9月のロシア連邦大統領の東京訪問以降、両国関係がすべての分野で一層発展を見せていることに満足の意を表明した。

2000年9月5日に署名された平和条約問題に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の声明において合意された諸点を踏まえて、平和条約問題についての突っ込んだ意見交換が行われた。

双方は、90年代において、交渉プロセスが質的に活発化し、相互の立場に関する認識が深化したことを表明する。交渉に対し、重要で肯定的な弾みを与えたのは、1993年の日露関係に関する東京宣言に基づき、2000年までに平和条約を締結するよう全力を尽くすというクラスノヤルスク合意である。双方は、クラスノヤルスク合意の実現に関する作業が重要な成果をもたらしたこと及びその創造的な力を今後とも維持しなくてはならないことを指摘した。

双方は、この関連で、平和条約の締結が、日露関係の前進的発展の一層の活発化を促し、その関係の質的に新しい段階を開くであろうとの確信に基づき、

—平和条約締結に関する更なる交渉を、1956年の日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言、1973年の日ソ共同声明、1991年の日ソ共同声明、1993年の日露関係に関する東京宣言、1998年の日本国とロシア連邦の間の創造的パートナーシップ構築に関するモスクワ宣言、2000年の平和条約問題に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の声明及び本声明を含む、今日までに採択された諸文書に基づいて行うことに合意した。

—1956年の日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言が、両国間の外交関係の回復後の平和条約締結に関する交渉プロセスの出発点を設定した基本的な法的文書であることを確認した。

—その上で、1993年の日露関係に関する東京宣言に基づき、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に関する問題を解決することにより、平和条約を締結し、もって両国間の関係を完全に正常化するため、今後の交渉を促進することで合意した。

—相互に受け入れ可能な解決に達することを目的として、交渉を活発化させ、平和条約締結に向けた前進の具体的な方向性をあり得べき最も早い時点で決定することで合意した。

—平和条約の早期締結のための環境を整備することを目的とする、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島を巡る協力を継続することを確認した。

—2001年1月16日にモスクワで河野外務大臣とイワノフ外務大臣により署名された「日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集の新版及び平和条約締結

の重要性に関する世論啓発事業に関する覚書」の実施の重要性を確認した。

双方は、交渉を行う上で極めて重要なのは、日露関係において相互理解、信頼及び多様な方面における幅広い互恵的な協力に基づく雰囲気維持することであることを基本とする。

(22) 日露行動計画の採択に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の共同声明（抄）

2003年(平成15年)1月10日

両国関係における困難な過去の遺産を最終的に克服して広範な日露パートナーシップのための新たな地平線を開くことを志向し、1956年の日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言、1993年の日露関係に関する東京宣言、1998年の日本国とロシア連邦の間の創造的パートナーシップ構築に関するモスクワ宣言、2000年の平和条約問題に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の声明及び2001年の平和条約問題に関する交渉の今後の継続に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領のイルクーツク声明を含むこれまでに達成された諸合意に基づき、精力的な交渉を通じて、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に関する問題を解決することにより平和条約を可能な限り早期に締結し、もって両国間の関係を完全に正常化すべきであるとの決意を確認。

日露行動計画（抄）

2003年（平成15年）1月10日

2. 平和条約交渉：「困難な過去の遺産の克服と広範な日露パートナーシップの新たな地平線の開拓」

これまで継続されてきた両国間の精力的な交渉の結果、1956年の日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言、1993年の日露関係に関する東京宣言、1998年の日本国とロシア連邦の間の創造的パートナーシップ構築に関するモスクワ宣言、2000年の平和条約問題に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の声明、2001年の平和条約問題に関する交渉の今後の継続に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領のイルクーツク声明を含む重要な諸合意が達成された。この困難な問題の解決策を用意することを目的として、両国外務大臣を議長とする平和条約締結問題合同委員会が、また、その下で、国境画定に関する委員会及び共同経済活動に関する委員会が設立された。

日露関係の着実な発展及び平和条約締結の重要性についての一連の両国世論への働きかけが実施された。日露フォーラム「グローバル化の下でのアジア太平洋地域における日露関係」を含む様々な両国間のフォーラム及びセミナーが開催され、日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集が作成され、両国の識者、学者及び専門家の間における平和条約問題についての活発な議論を促した。この議論には両国議会の議員も積極的に参加した。こうした議論を経て、平和条約締結交渉を前進させるためには、感情と先入観から解放された雰囲気を両国関係において確保する必要があるとの共通の結論が導かれた。

択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島（以下、「諸島」という。）の住民と日本国

民との間の四島交流、いわゆる自由訪問等の実施により、両国国民間の相互理解が深化した。1991 年以来、約 1 万人の両国民がこうした交流に参加した。

1998 年に署名された日本国政府とロシア連邦政府との間の海洋生物資源についての操業の分野における協力の若干の事項に関する協定の下で、日本漁船による諸島の水域における円滑な操業が確保されている。

諸島の住民に対して過去 10 年にわたり、日本国政府により支援委員会を通じて支援が行われてきた。

今後の行動

両国は、質的に新たな両国関係を志向しつつ、相互に対する理解及び敬意の一層の深化並びに相互信頼の強化を進めていくことが重要であるとの認識に立脚し、平和条約締結問題の相互に受け入れ可能な解決を模索するプロセスを精力的に継続する。その際、両国は、以下を行う。

両国は、1956 年の日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言、1993 年の日露関係に関する東京宣言、2001 年の平和条約問題に関する交渉の今後の継続に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領のイルクーツク声明及びその他の諸合意が、諸島の帰属の問題を解決することにより平和条約を締結し、もって両国関係を完全に正常化することを目的とした交渉の基礎であるとの認識に立脚し、引き続き残る諸問題の早期解決のために交渉を加速する。両国は、交渉を行うにあたり、両国関係において相互理解、信頼及び様々な分野における広範かつ互恵的な協力の雰囲気維持することが極めて重要であることを確認する。

両国は、2000 年の平和条約問題に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の声明に立脚し、然るべき啓発資料の共同作成及び配布を含め、平和条約締結及びあらゆる分野における両国関係の着実な発展の重要性を両国の世論に説明するための努力を継続する。

両国は、四島交流事業を今後も発展させていくべき努力をする。その際、青年及び児童の交流並びに互いの言語習得といった活動に特別の注意を払う。また、両国は、いわゆる自由訪問の実施方法を、最大限に簡易化された方式で行うとの合意を念頭に置きつつ、改善するべく努力する。

両国は、四島交流の枠組みにおいて実施された諸島の地域における環境に関する共同調査を踏まえた環境問題に関する意見交換を、日露環境保護合同委員会の場で行っていく。

両国は、日本国からの諸島の住民に対する人道的観点からの適切な支援が効果的に実施されるよう、必要に応じて協力する。日本国は、今後ともこのような支援を継続していく意向である。

両国は、1998 年の日本国政府とロシア連邦政府との間の海洋生物資源についての操業の分野における協力の若干の事項に関する協定が、両国関係の強化及び両国間の信頼の深化に貢献しているとの認識を踏まえ、この協定により規定されている協力を互恵的な基礎の上に継続する。

両国は共同経済活動に関する委員会の活動を通じて、諸島の地域における共同経済活動の両国にとって受け入れ可能な形態を模索する。

(23) 日露パートナーシップの発展に関する日本国総理大臣とロシア連邦大統領の共同声明（抄）

2013年(平成25年)4月29日

7. 両首脳は、第二次世界大戦後67年を経て日露間で平和条約が締結されていない状況は異常であることで一致した。両首脳は、両国間の関係の更なる発展及び21世紀における広範な日露パートナーシップの構築を目的として、交渉において存在する双方の立場の隔たりを克服して、2003年の日露行動計画の採択に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の共同声明及び日露行動計画においても解決すべきことが確認されたその問題を、双方受入れ可能な形で、最終的に解決することにより、平和条約を締結するとの決意を表明した。
8. 両首脳は、平和条約締結交渉を、2003年の日ロ行動計画の採択に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の共同声明及び日露行動計画を含むこれまでに採択された全ての諸文書及び諸合意に基づいて進めることで合意した。
9. 両首脳は、日露パートナーシップの新たな未来志向の地平を模索する中で、両首脳の議論に付するため、平和条約問題の双方に受入れ可能な解決策を作成する交渉を加速化させるとの指示を自国の外務省に共同で与えることで合意した。

※ 資料には共同宣言などの合意文書についてのみ記載しています。

(24)北方領土歴史年表

	年代	国内	年代	世界
江戸時代	1603	●徳川家康、江戸に幕府を開く。		
	1618	●千島でとれるラッコの毛皮をもったアイヌの人たちの交易船が、100 隻近く松前にくる。		
	1635	●松前藩、蝦夷島を探検。はじめて国後・択捉や北方の島々の地図ができたと推定される。	1643	●オランダ船長ド・フリース、北太平洋の金・銀島を探し、択捉・ウルップ2島を発見する。
	1644	●松前藩、地図を幕府に献上する。そのなかに「くるみせ」として 39 の島をえがき、現在の各島がほとんど書かれている。		
	1701	●霧多布場所を開く。		
	1731	●国後・択捉の酋長ら、はじめて松前藩をたずね、献上品をおくる。	1739	●ロシアのspanベルグ中佐、千島列島にそって調査地図をつくる。
	1754	●松前藩・国後場所を開き、商船を送りはじめる。	1768	●ロシア人ウルップ島に住み、ラッコ猟をはじめ。
	1785	●幕府の命により、最上徳内がウルップ島まで調査する。	1778	●ウルップ島のロシア人、通商を求め、根室ノツカマップに来る。
	1798	●近藤重蔵、択捉島に渡り、丹根萌に「大日本恵登呂府」の標柱を建てる。	1792	●ロシア人ラクスマン、根室にきて通商を求める。
	1799	●幕府、東蝦夷地を直営。駅逓を設け、守備兵をおく。 ●高田屋嘉兵衛、択捉航路を開く。 ●近藤重蔵、国後島に渡る。		
	1800	●高田屋嘉兵衛、択捉島に渡り、カムイワッカオイに「大日本恵登呂府」の標柱を建てる。また高田屋嘉兵衛らを択捉島に派遣、漁場を開き、行政府をおく。		
	1801	●幕府、ウルップ島に「天長地久大日本属島」の標柱を建て、ロシア人に退去を命じ、択捉島に守備兵を置く。		

	年代	国内	年代	世界
江戸時代	1810	●高田屋嘉兵衛、択捉場所請負人となる。	1853	●ロシア使節団プチャーチン、長崎にくる。
	1811	●国後島に来たロシア船長ゴローニンを捕える。		
	1812	●高田屋嘉兵衛、ロシア船に捕われる。		
	1813	●カムチャッカに抑留中の高田屋嘉兵衛の工作により、両国の紛争が解決。ゴローニンと高田屋嘉兵衛の釈放交換が行われる。		
	1855	●日露通好条約（下田条約）を結ぶ。国境を択捉島とウルップ島の間きめ、択捉島以南を日本領と確認する。		
明治時代	1868	●明治維新		
	1869	●開拓使役所を、根室に置く。 ●国後・択捉二島を四郡にわけ、択捉島に開拓使出張所を置く。		
	1875	●樺太千島交換条約成立。クリル諸島を千島国に入れ、ウルップ島からシュムシュ島までのすべての島が日本領となる。		
	1880	●各出張所を廃し、郡役所・戸長役場を置く。		
	1882	●開拓使役所を廃し、根室県を置く。（札幌・函館とともに北海道三県時代となる。）		
	1884	●シュムシュ島の先住民クリル人を色丹島に移し、保護を加える。		
	1886	●根室県を廃し、根室支庁となる。		
	1889	●大日本帝国憲法が発布される。		
	1890	●択捉島にさけ・ますふ化場を開設する。		
	1893	●海軍大尉郡司成忠が「報效義会」 ^{ほうこうぎかい} を組織、千島に移住して開発を計画。翌年、シュムシュ島に根拠地を設ける。		
	1894	●日清戦争はじまる。		
	1904	●日露戦争はじまる。		
	1905	●日露講和条約（ポーツマス条約）が調印され、北緯五〇度以南の南樺太が日本領となる。		
	大正時代	1915		
1920		●日本が国際連盟に加盟。	1914	●第一次世界大戦はじまる。
			1917	●ロシア革命おこる。
			1922	●ソビエト連邦が成立する。

	年代	国内	年代	世界
昭	1931	●満州事変はじまる。		
	1933	●日本、国際連盟を脱退。		
	1937	●日華事変はじまる。		
	1941	●太平洋戦争はじまる。(12月)	1939	●第二次世界大戦はじまる。
	1945	●日本がポツダム宣言を受諾。(8月) ●太平洋戦争終わる。(降伏文書に署名)(9月) ●根室町長安藤石典、北方領土返還について連合国軍最高司令官に陳情する。(12月)	1941	●大西洋憲章(英・米:8月)
	1947	●ソビエト連邦軍の命により、島民残留者が本土に引き揚げはじめる。(7月)	1943	●カイロ宣言(英・米・中:12月)
	1951	●サンフランシスコ平和条約に調印。(ソ連は調印せず。)日米安全保障条約に調印。(9月)	1945	●ヤルタ協定(英・米・ソ:2月)
	1956	●日ソ共同宣言に調印。(10月) ●日本、国際連合に加盟。(12月)	1946	●ソビエト連邦、南樺太・千島列島をソビエト連邦に編入を宣言。(2月)
	1963	●貝殻島周辺コンブ漁の民間協定が締結される。(6月)		
	1964	●北方墓参始まる。		
時	1966	●日ソ航空協定、同貿易協定に調印。(1月) ●日ソ領事条約に調印。(7月) ●イシコフ ソ連漁業相訪日、来根。(6月)		
	1967	●衆参両院に「沖縄および北方領土問題に関する特別委員会」を設置。(12月)		
	1970	●沖縄・北方対策庁発足(5月)		
	1971	●北方海域安全操業のための日ソ交渉開く。		
代	1972	●日ソ外相間定期協議(1月 東京) ●「望郷の家」を開館。 ●沖縄の日本復帰実現(5月) ※ 沖縄・北方対策庁が沖縄開発庁となり、あらたに北方対策本部を設置。 ●大平外相訪ソ、第1回平和条約交渉(10月)		
	1973	●国会において「北方領土の返還に関する決議案」採択。 ●田中首相訪ソ、平和条約交渉(10月) 北方領土問題が平和条約の締結によって解決されるべき戦後の未解決の問題であることを確認。		

	年代	国内	年代	世界
昭和時代	1975	●宮沢外相訪ソ、平和条約交渉（1月）		
	1976	●日ソ外相定期協議及び平和条約交渉（1月 東京） ●北方領土墓参中止（9月） ●函館空港にソ連のミグ25戦とう機強行着陸。（9月） ●日ソ外相会談（9月、ニューヨーク）		
	1977	●ソ連政府、3月1日から北方四島周辺水域を含む200海里漁業水域設定。 ●日ソ漁業暫定協定署名（5月） ●日本政府、7月1日から200海里漁業水域設定。12海里領海法施行		
	1978	●日ソ外相間定期協議（1月 モスクワ） ●ソ連政府、善隣協力条約案を公表。（2月）		
	1979	●国会において「国後・択捉両島の軍事施設構築抗議案」を採択。（2月） ●日ソ外相会談（9月 ニューヨーク）		
	1980	●伊東外相、国連総会一般討論演説において北方領土問題に言及。（9月）		
	1981	●「北方領土の日」設定 『2月7日』 ●鈴木首相、北方領土視察（9月） ●北方領土返還祈念シンボル像（四島のかけ橋）除幕点火式（9月） ●園田外相、国連総会一般討論演説において北方領土問題に言及。（9月）		
	1982	●北方領土問題等解決促進特別措置法の制定。（8月） ●櫻内外相、国連総会一般討論演説において北方領土問題に言及。（10月） ●日ソ外相会談（10月 ニューヨーク） ●鈴木首相、ブレジネフ書記長の葬儀出席のため訪ソ。（11月） ●日ソ外相会談（11月 モスクワ）		
	1983	●安倍外相、国連総会一般討論演説において北方領土問題に言及。（9月）		
	1984	●安倍外相、アンドロポフソ連書記長の葬儀出席のため訪ソ、安倍・グロムイコソ連外相会談。（2月） ●国連に関する日ソ協議。（8月 東京） ●日ソ外相会談（9月ニューヨーク） ●安倍外相、国連総会一般討論演説において北方領土問題に言及。（9月） ●ソ連最高会議代表団訪日（10月） ●日ソ首脳会談（11月 ガンジーインド首相葬儀の際 ニューデリー） ●日ソ経済委員会合同会議（12月 東京） ●日ソ地先沖合漁業協定締結（12月）		

	年代	国内	年代	世界
昭和時代	1985	<ul style="list-style-type: none"> ●中曽根首相、チェルネンコソ連書記長の葬儀出席のため訪ソ、中曽根・ゴルバチョフ会談。(3月) ●安倍外相、国連総会一般討論演説において北方領土問題に言及。シェヴァルナツゼソ連外相と会談。(9月) 	1985	<ul style="list-style-type: none"> ●ソ連ゴルバチョフ書記長就任(3月) ●グロムイコソ連外相最高会議幹部会議長に就任。後任にシェヴァルナツゼ外相就任。(7月)
	1986	<ul style="list-style-type: none"> ●日ソ外相間定期協議及び平和条約交渉(1月 東京) ●日ソ外相間定期協議及び平和条約交渉(5月 モスクワ) ●北方領土墓参再開(8月) ●倉成外相、国連総会で一般討論演説、北方領土問題に言及。(9月) ●日ソ外相会談(9月 ニューヨーク) ●ソ連墓参団訪日(12月 長崎・松山・泉大津) 		
	1987	<ul style="list-style-type: none"> ●中曽根首相、国連総会一般討論演説で北方領土問題に言及。(9月) ●日ソ外相会談(9月 ニューヨーク) 	1987	●米ソ首脳会談、INF全廃条約調印(12月 ワシントンDC)
	1988	<ul style="list-style-type: none"> ●竹下首相、国連軍縮特別総会一般討論演説において北方領土問題に言及。(6月) ●中曽根前首相訪ソ、ゴルバチョフ書記長と会談、北方領土問題に言及。(7月) ●日ソ外相間定期協議及び平和条約交渉(12月 東京)(平和条約作業グループの設置合意) 		
	1989	<ul style="list-style-type: none"> ●日ソ外相会談(1月 パリ) ●第2回平和条約作業部会(3月 東京)北方領土問題が正式議題となる。 ●日ソ外相間定期協議及び平和条約交渉(5月 モスクワ)ゴルバチョフ書記長とも会談。 ●日ソ外相会談(7月 パリ) ●中山外相、国連総会演説で北方領土問題に言及。(9月 ニューヨーク) ●日ソ外相会談(9月 ニューヨーク)ソ連外相、ゴルバチョフ最高会議議長の1991年訪日を表明。 ●第2回ソ連墓参団来日(12月 函館・船橋・金沢・戸田村) 	1989	<ul style="list-style-type: none"> ●米ソ首脳会談、戦略兵器削減に合意。(5月 ワシントンDC) ●米ソ首脳会談、冷戦終結宣言(12月 マルタ島沖)
平成時代	1990	<ul style="list-style-type: none"> ●櫻内衆議院議長訪ソ、ゴルバチョフ大統領と会談。(7月 モスクワ) ●日ソ外相間定期協議及び平和条約交渉(9月 東京) ●中山外相、国連総会一般討論演説において北方領土問題について言及。(9月) ●日ソ外相会談(9月 ニューヨーク) 	1990	<ul style="list-style-type: none"> ●ソ連ゴルバチョフ最高会議議長ソ連大統領に就任。(3月) ●エリツィン・ロシア共和国大統領に就任。(7月) ●先進7カ国首脳会議(ヒューストンサミット)議長声明で、日本の北方領土に関する主張を支持する旨表明。(7月 ヒューストン) ●東西ドイツ統一(10月)
	1991	<ul style="list-style-type: none"> ●土屋参議院議長訪ソ・ソ連最高会議議長等と会談。(1月 モスクワ) ●日ソ外相間定期協議及び平和条約交渉(1月 モスクワ) ●日ソ外相間定期協議及び平和条約交渉(3月 東京) 	1991	<ul style="list-style-type: none"> ●先進7カ国首脳会議(ロンドン・サミット)議長声明で、北方領土問題の解決が国際協力に大きく寄与する旨表明。(7月 ロンドン) ●ソ連、保守派等によるクーデター失敗。(8月)

	年代	国内	年代	世界
平成時代	1992	<ul style="list-style-type: none"> ●ゴルバチョフ大統領訪日、日ソ首脳会談（4月 東京） 首脳会談後の共同声明で、歯舞・色丹・国後・択捉の4島が平和条約で解決されるべき領土問題の対象であることを明記。平和条約の準備を完了する作業を加速することに合意。 ●日ソ外相会談（7月 ロンドン・サミット） ●日ソ首脳会談（7月 ロンドン・サミット） ●日ソ外相間定期協議及び平和条約交渉（10月 モスクワ） 領土問題分科会の設置と北方領土との北方四島交流（ビザなし交流）を合意。 	1992	<ul style="list-style-type: none"> ●バルト3国（エストニア・ラトビア・リトアニア）独立（9月） ●ソ連共産党一党支配廃止（9月） ●ソ連・11共和国首脳会議 独立国家共同体創設、ソ連邦と連邦大統領職の消滅を確認。（12月 アルマアタ） ●ソ連・ゴルバチョフ大統領、大統領としての活動停止を発表。（12月） ●ロシア連邦誕生（12月）
		<ul style="list-style-type: none"> ●日ロ首脳会談（1月 ニューヨーク） エリツィン大統領の9月訪日合意。 ●第1回日ロ平和条約作業部会（2月 モスクワ） (1)ロシア連邦は、ソ連の継承者として、ソ連との間で結ばれた国際条約に伴う全ての義務を負う。 これについて、1956年の日ソ共同宣言を含め、例外はない旨発言。（クナツゼ外務次官） (2)領土問題の分科会を設ける枠組みを確認。 ●日ロ外相間定期協議（3月 東京） ●北方四島交流事業（ビザなし交流）「四島側から初の訪問団受入」（4月） ●日ロ外相定期協議（5月 モスクワ） ●北方四島交流事業（ビザなし交流）「日本側から初の訪問団出発」（5月） ●北海道・サハリン州対話集会（6月 ユジノサハリンスク） ●日ロ外相間定期協議（8月 モスクワ） ●「日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集」発表（9月 日ロ両国外務省） 		<ul style="list-style-type: none"> ●先進7カ国首脳会議（ミュンヘン・サミット） 政治宣言で、法と正義による外交政策を遂行するロシアの公約を歓迎し、領土問題の解決を通じ、日ロ関係が正常化されることを信じる旨表明。（7月 ミュンヘン）
		<ul style="list-style-type: none"> ●日ロ外相間定期協議（3月 東京） ●北方四島交流事業（ビザなし交流）「四島側から初の訪問団受入」（4月） ●日ロ外相定期協議（5月 モスクワ） ●北方四島交流事業（ビザなし交流）「日本側から初の訪問団出発」（5月） ●北海道・サハリン州対話集会（6月 ユジノサハリンスク） ●日ロ外相間定期協議（8月 モスクワ） ●「日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集」発表（9月 日ロ両国外務省） 		
		<ul style="list-style-type: none"> ●日ロ外相間定期協議（3月 東京） ●日ロ外相会談（4月 東京） ●先進7カ国首脳会議（7月 東京サミット） ●日ロ外相会談（7月 東京） ●日ロ外相会談（9月 ニューヨーク） ●エリツィン大統領訪日（10月 日ロ首脳会談） 領土問題を、北方四島の島名をあげ、その帰属に関する問題であると位置づけたこと、ロシアは日本とソ連との間の全ての条約その他の国際的約束は日本とロシアの間で引き続き適用されることを確認（東京宣言）。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ●日ロ外相間定期協議（3月 モスクワ） ●日ロ外相会談（9月 ニューヨーク） ●サスコベツ・ロシア第一副首相来日（11月） 		
		<ul style="list-style-type: none"> ●日ロ外相間定期協議（3月 東京） ●日ロ外相会談（8月 ARF 閣僚会合 ブルネイ） 		
	1993	<ul style="list-style-type: none"> ●櫻内衆議院議長訪日（1月） ●日ロ外相会談（4月 東京） ●先進7カ国首脳会議（7月 東京サミット） ●日ロ外相会談（7月 東京） ●日ロ外相会談（9月 ニューヨーク） ●エリツィン大統領訪日（10月 日ロ首脳会談） 領土問題を、北方四島の島名をあげ、その帰属に関する問題であると位置づけたこと、ロシアは日本とソ連との間の全ての条約その他の国際的約束は日本とロシアの間で引き続き適用されることを確認（東京宣言）。 		
	1994	<ul style="list-style-type: none"> ●日ロ外相間定期協議（3月 モスクワ） ●日ロ外相会談（9月 ニューヨーク） ●サスコベツ・ロシア第一副首相来日（11月） 		
	1995	<ul style="list-style-type: none"> ●日ロ外相間定期協議（3月 東京） ●日ロ外相会談（8月 ARF 閣僚会合 ブルネイ） 		
	1996	<ul style="list-style-type: none"> ●日ロ外相間定期協議（3月 モスクワ） ●日ロ首脳会談（4月 モスクワ） ●日ロ外相会談（6月 リヨン・サミット） ●日ロ外相会談（7月 ARF 閣僚会合 ジャカルタ） ●日ロ外相会談（9月 ニューヨーク） ●橋本首相・エリツィン大統領 日ロ国交回復40周年に当たりメッセージ交換。（10月） ●日ロ外相間定期協議（11月 東京） 		

	年代	国内	年代	世界
平成時代	1997	<ul style="list-style-type: none"> ●日口外相間定期協議（5月 モスクワ） ●日口首脳会談（6月 デンバー・サミット） 「日口定期首脳会談で合意」 ●橋本首相、「対露外交・新三原則」表明（7月 経済同友会講演） 「信頼、相互利益、長期的視点」 ●日口首脳会談（7月 ARF 閣僚会合 クアラルンプール） ●日口外相会談（9月 ニューヨーク） ●橋本首相訪口、日口非公式首脳会談（11月 クラスノヤルスク） 「東京宣言に基づき、2000年までに平和条約を締結するよう全力を尽くす」ことで合意。 ●日口外相間定期協議（11月 東京） 		
	1998	<ul style="list-style-type: none"> ●北方四島周辺水域における操業枠組み協定締結。（2月 モスクワ） ●日口外相間定期協議及び平和条約締結問題日露合同委員会共同議長会合（2月 モスクワ） ●エリツィン大統領訪日、日口非公式首脳会談（4月 静岡県伊東市川奈） 「平和条約が、東京宣言に基づき四島の帰属の問題を解決することを内容とし、二十一世紀に向けての日口の友好協力に関する原則等を盛り込むものとなるべき」ことで一致。（川奈合意） ●日口外相会談（5月 G8 外相会合 ロンドン） ●日口首脳会談（5月 バーミンガム・サミット） ●日口外相会談（6月 G8 外相会合 ロンドン） ●北方四島未確認墓地調査（6月 国後島、色丹島、歯舞諸島） ●日口外相会談（7月 ARF 閣僚会合 マニラ） ●キリエンコ首相訪日（7月） ●日口外相会談（9月 ニューヨーク） ●橋本内閣総理大臣外交最高顧問の訪口（9月 モスクワ、サンクトペテルブルグ 橋本・エリツィン） ●日口外相間定期協議及び平和条約締結問題日露合同委員会共同議長間会合（10月 モスクワ） ●日口首脳会談（11月 モスクワ） 「日本国とロシア連邦間の創造的パートナーシップ構築に関するモスクワ宣言」に署名。 		
	1999	<ul style="list-style-type: none"> ●日口外相間定期協議及び平和条約締結問題日露合同委員会共同議長間会合（2月東京） ●橋本内閣総理大臣外交最高顧問訪口。エリツィン大統領と会談（4月 モスクワ） ●日口外相間定期協議及び平和条約締結問題日露合同委員会共同議長間会合（5月 モスクワ） 北方領土自由訪問の実施方式を基本的に合意。 ●日口外相会談（6月 G8 外相会合 ケルン） ●日口首脳会談（6月 G8 首脳会合 ケルン） ●日口外相会談（7月 ARF 閣僚会合 シンガポール） ●四島自由訪問枠組み設定について会合。（8月 東京 高村外相・フリステンコ第一副首相） ●北方四島自由訪問始まる。（9月） ●日口首脳会談（9月 APEC オークランド） ●日口外相会談（9月 ニューヨーク） 	1999	<ul style="list-style-type: none"> ●エリツィン大統領、プリマコフ首相を解任し、ステパーシン氏が新首相に就任。（5月） ●エリツィン大統領、ステパーシン首相ほか全閣僚解任。（8月） ●プーチン氏新首相に就任。（9月） ●チェチェン情勢が悪化。（9月） ●エリツィン大統領辞任。プーチン首相が大統領代行に就任。（12月）

	年代	国内	年代	世界
平成時代	2000	<ul style="list-style-type: none"> ●日ロ外相間定期協議及び平和条約締結問題日露合同委員会共同議長間会合（2月 東京） ●日ロ首脳会談（4月 サンクトペテルブルグ） ●日ロ外相会談（7月 G8 外相会合 宮崎） ●日ロ外相会談（7月 G8 首脳会合 沖縄） ●日ロ首脳会談（7月 G8 首脳会合 沖縄） ●日ロ外相会談（7月 ARF 閣僚会合 バンコク） ●プーチン大統領が公式訪日、首脳会談。（9月 東京） 「平和条約問題に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の声明」等が署名された。 ●日ロ外相会談（9月 ニューヨーク） ●日ロ外相間定期協議及び平和条約締結問題日露合同委員会共同議長間会合（11月 モスクワ） ●日ロ首脳会談（11月 APEC ブルネイ） 	2000	<ul style="list-style-type: none"> ●ロシア大統領選挙でプーチン大統領代行が大統領に選出。（3月） ●プーチン大統領就任（5月）
	2001	<ul style="list-style-type: none"> ●日ロ外相間定期協議（1月 モスクワ） ●日ロ首脳会談（3月 イルクーツク） 「イルクーツク声明」を発表。 ●日ロ外相会談（7月 G8 外相会合 ローマ） ●日ロ首脳会談（7月 G8 首脳会合 ジェノバ） ●日ロ首脳会談（10月 APEC 上海） 		
	2002	<ul style="list-style-type: none"> ●日ロ外相間定期協議及び平和条約締結問題日露合同委員会共同議長間会合（2月 東京） ●日ロ外相会談（6月 G8 外相会合 ウィスラー） ●日ロ首脳会談（6月 G8 首脳会合 カナナスキス） ●日ロ外相会談（8月 ARF 閣僚会合 ブルネイ） ●日ロ外相会談（9月 ニューヨーク） ●日ロ外相間定期協議（10月 モスクワ） ●小泉首相とカシヤノフ首相の会談。（10月 APEC ロス・カボス） ●日ロ外相間定期協議（12月 東京） 		
	2003	<ul style="list-style-type: none"> ●日ロ首脳会談（1月 モスクワ） 「日露行動計画」に署名。 ●日ロ外相会談（5月 G8 外相会合 パリ） ●日ロ首脳会談（5月 サンクトペテルブルグ建都三百周年記念式典出席の際。サンクトペテルブルグ） ●川口外相、ロシア極東訪問（6月 ウラジオストク） ●日ロ外相会談（9月 ニューヨーク） ●日ロ首脳会談（10月 APEC バンコク） ●小泉首相とカシヤノフ首相会談。（12月 東京） ●川口外相とカシヤノフ首相会談。（12月 東京） 		
	2004	<ul style="list-style-type: none"> ●日ロ外相会談（5月 G8 外相会合 ワシントン DC） ●日ロ首脳会談（6月 G8 首脳会合 シーアイランド） ●日ロ外相間定期協議（6月 モスクワ） ●日ロ外相会談（9月 ニューヨーク） ●日ロ外相会談（11月 APEC サンティアゴ） ●日ロ首脳会談（11月 APEC サンティアゴ） 	2004	●プーチン大統領再任（5月）
	2005	<ul style="list-style-type: none"> ●日ロ外相会談（1月 モスクワ） ●日ロ首脳会談（5月 第二次世界大戦終了60周年記念式典出席の際 モスクワ） ●日ロ外相会談（5月 東京） プーチン大統領年内訪日確認 		

	年代	国内	年代	世界	
平成時代	2006	<ul style="list-style-type: none"> ●森前首相とプーチン大統領会談。(6月 サンクトペテルブルク) ●日ロ外相会談(6月 ブリュッセル) ●日ロ首脳会談(7月 G8 首脳会合 グレンイーグルズ) プーチン大統領 11月20日から22日に訪日合意。 ●日ロ外相会談(9月 ニューヨーク) ●日ロ外相会談(11月 APEC 釜山) ●プーチン大統領公式訪日、日ロ首脳会談(11月 東京) <p>「両首脳は、これまでの様々な合意及び文書に基づき、日ロ両国がともに受け入れられる解決を見出す努力を行う」ことで一致。</p>			
		<ul style="list-style-type: none"> ●日ロ外相会談(5月 ACD 会合 ドーハ) ●日ロ外相会談(6月 G8 外相会合 モスクワ) ●日ロ首脳会談(7月 G8 首脳会合 サンクトペテルブルク) ●日ロ外相会談(7月 ARF 閣僚会合 クアラルンプール) ●北方四島水域における日本漁船銃撃・拿捕事件。(8月 1名死亡) ●日ロ外相会談(11月 APEC ハノイ) ●日ロ首脳会談(11月 APEC ハノイ) 			
	2007	<ul style="list-style-type: none"> ●日ロ外相会談(5月 モスクワ) ●日ロ首脳会談(6月 G8 首脳会合 ハイリゲンダム) ●日ロ首脳会談(9月 APEC シドニー) ●日ロ外相会談(10月 東京) 			
		<ul style="list-style-type: none"> ●日ロ外相会談(4月 モスクワ) ●日ロ首脳会談(4月 モスクワ) ●日ロ首脳会談(7月 北海道洞爺湖サミット) ●日ロ外相会談(11月 東京) ●日ロ首脳会談(11月 APEC リマ) 	2008	●メドヴェージェフ大統領就任(5月)	
	2009	<ul style="list-style-type: none"> ●日ロ首脳会談(2月 ユジノサハリンスク) ●プーチン首相訪日(5月 東京) ●日ロ首脳会談(7月 G8サミット ラクイラ) ●日ロ首脳会談(9月 ニューヨーク) ●日ロ首脳会談(11月 APEC シンガポール) ●日ロ外相会談(12月 モスクワ) 			
		<ul style="list-style-type: none"> ●日ロ外相会談(3月 G8 外相会合 ガディノー) ●日ロ首脳会談(4月 核セキュリティ・サミット ワシントンDC) ●日ロ首脳会談(6月 G8 首脳会合 ムスコカ) ●日ロ首脳会談(11月 APEC 横浜) ●日ロ外相会談(11月 APEC 横浜) 	2010	●メドヴェージェフ大統領、国後島訪問(11月)	
	2011	<ul style="list-style-type: none"> ●日ロ外相会談(2月 モスクワ) ●日ロ外相会談(3月 G8 外相会合 パリ) ●日ロ首脳会談(5月 G8 ドーヴィル) ●日ロ外相会談(9月 ニューヨーク) ●日ロ外相会談(11月 APEC ホノルル) ●日ロ首脳会談(11月 APEC ホノルル) 			

	年代	国内	年代	世界
平成時代	2012	<ul style="list-style-type: none"> ●日口外相会談 (1月 東京) ●日口外相会談 (4月 G8 外相会合 ワシントンDC) ●日口首脳会談 (6月 G20 サミット ロスカボス) ●日口外相会談 (7月 ソチ) ●日口首脳会談 (9月 APEC ウラジオストク) ●日口外相会談 (9月 ニューヨーク) 	2012	●プーチン大統領就任 (5月)
	2013	<ul style="list-style-type: none"> ●日口外相会談 (4月 G8 外相会合 ロンドン) ●日口首脳会談 (4月 モスクワ) 日口パートナーシップの発展に関する共同声明など署名。 ●日口首脳会談 (6月 G8 サミット ロック・アーン) ●日口首脳会談 (9月 G20 サミット サンクトペテルブルグ) ●日口首脳会談 (10月 APEC バリ島) ●日口外相会談 (11月 東京) ●日口外務・防衛閣僚協議 (11月 (「2プラス2」) 東京) 		
	2014	<ul style="list-style-type: none"> ●日口外相会談 (2月 ミュンヘン安全保障会議 ミュンヘン) ●日口首脳会談 (2月 ソチオリンピック開会式出席の際 ソチ) ●日口首脳会談 (10月 ASEM 首脳会合 ミラノ) ●日口首脳会談 (11月 APEC 首脳会議 北京) 		
	2015	<ul style="list-style-type: none"> ●日口外相会談 (9月 モスクワ) ●日口首脳会談 (9月 ニューヨーク) ●日口首脳会談 (11月 G20 サミット アンタルヤ) 		
	2016	<ul style="list-style-type: none"> ●日口外相会談 (4月 東京) ●日口首脳会談 (5月 ソチ) ●日口首脳会談 (9月 ウラジオストク) ●日口外相会談 (9月 ニューヨーク) ●日口首脳会談 (11月 リマ) ●岸田外務大臣訪口、プーチン大統領と会談。(12月 サンクトペテルブルグ) ●日口外相会談 (12月 モスクワ) ●日口首脳会談 (12月 長門、東京) 		
	2017	<ul style="list-style-type: none"> ●日口外相会談 (2月 G20 外相会合 ボン) ●日口外相会談 (3月 東京) ●日口首脳会談 (4月 モスクワ) ●第1回日口共同経済活動官民現地調査 (6月 国後島、択捉島、色丹島) ●日口首脳会談 (7月 G20 サミット ハンブルク) ●日口外相会談 (8月 ASEAN 関連外相会議 マニラ) ●日口首脳会談 (9月 東方経済フォーラム ウラジオストク) ●日口外相会談 (9月 国連総会 ニューヨーク) ●初の航空機利用墓参実施。(9月 国後島、択捉島) ●日口首脳会談 (11月 APEC 首脳会議及び ASEAN 関連首脳会議 ダナン) ●日口外相会談 (11月 モスクワ) ●第2回日口共同経済活動官民現地調査 (10月 国後島、択捉島、色丹島) ●日口外相会談 (11月 モスクワ) 		

	年代	国内	年代	世界
平成時代	2018	<ul style="list-style-type: none"> ●日ロ外相会談 (2月 ミュンヘン安全保障会議 ミュンヘン) ●日ロ外相会談 (3月 東京) ●日ロ首脳会談 (5月 モスクワ) ●日ロ外相会談 (7月 モスクワ) ●日ロ首脳会談 (9月 東方経済フォーラム ウラジオストク) ●日ロ外相会談 (11月 ローマ) ●日ロ首脳会談 (11月 ASEAN 関連首脳会議 シンガポール) ●日ロ首脳会談 (12月 G20 サミット ブエノスアイレス) 	2018	●プーチン大統領再任 (5月)
	2019	<ul style="list-style-type: none"> ●日ロ外相会談 (1月 モスクワ) ●日ロ首脳会談 (1月 モスクワ) ●日ロ外相会談 (2月 ミュンヘン) ●日ロ外相会談 (5月 モスクワ) ●日ロ外相会談 (5月 東京) ●日ロ首脳会談 (6月 G20 サミット 大阪) ●日ロ首脳会談 (9月 東方経済フォーラム ウラジオストク) ●日ロ外相会談 (9月 国連総会 ニューヨーク) ●日ロ外相会談 (11月 G20 外相会合 名古屋) ●日ロ外相会談 (12月 モスクワ) 		
令和時代	2020	<ul style="list-style-type: none"> ●日ロ外相会談 (2月 ミュンヘン安全保障会議 ミュンヘン) ●日ロ首脳電話会談 (5月) ●日ロ外相電話会談 (5月) ●日ロ首脳電話会談 (8月) ●日ロ首脳電話会談 (9月) ●日ロ外相電話会談 (10月) 	2020	●ロシア連邦憲法改正 (7月) 領土の割譲禁止。
	2021	<ul style="list-style-type: none"> ●日ロ外相電話会談 (8月) ●日ロ外相会談 (9月 国連総会 ニューヨーク) ●日ロ首脳電話会談 (10月) ●日ロ外相電話会談 (11月) 		
	2022	●日ロ首脳電話会談 (2月)	2022	●ロシアによるウクライナ侵略。(2月)

(25) 北方領土の仕事の窓口

■内閣府北方対策本部

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1 中央合同庁舎 8 号館

☎03 (5253) 2111(代)

■外務省欧州局ロシア課

〒100-8919 東京都千代田区霞ヶ関 2-2-1

☎03 (3580) 3311(代)

■北海道

・総務部北方領土対策本部

〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

☎011 (231) 4111(代)

・北方領土対策根室地域本部北方領土対策室

〒087-8588 根室市常盤町 3 丁目 2 8 番地

☎0153 (24) 5592(直通)

・各振興局総務課（根室振興局を除く）

・東京事務所行政課

〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-17-17

☎03 (3581) 3411(代)

■独立行政法人 北方領土問題対策協会

〒110-0014 東京都台東区北上野 1 丁目 9 番 12 号 住友不動産上野ビル

☎03 (3843) 3630

・札幌事務所

〒060-0005 札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 2 番地 2 札幌センタービル

☎011 (205) 6121

■公益社団法人 千島歯舞諸島居住者連盟

〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1 番地 北海道水産ビル 5 階

☎011 (205) 6200

■公益社団法人 北方領土復帰期成同盟

〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 3 丁目 3 番地 敷島プラザビル 3 階

☎011 (205) 6500

(26) 北方領土学習資料編集委員会委員

(令和6年3月5日現在)

委員長	北村 剛	北海道中学校長会（千歳市立駒里小中学校長）
委員	豊田 央	北海道小学校長会（上富良野町立上富良野小学校長）
委員	播磨 康宏	北海道総務部北方領土対策本部北方領土対策課長
委員	遠藤 直俊	北海道教育庁学校教育局義務教育課長
委員	竹本 勝哉	根室市副市長
委員	佐保田 昭宏	北海道新聞社編集局次長
委員	北岸 由利子	北海道女性団体連絡協議会監事
委員	竹内 啓介	独立行政法人北方領土問題対策協会札幌事務所長
委員	森 弘樹	公益社団法人千島歯舞諸島居住者連盟専務理事
委員	河内 能宏	公益社団法人北方領土復帰期成同盟副会長

【発行】令和6年4月

公益社団法人北方領土復帰期成同盟（略称：北方同盟）

〒060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目3番地 敷島プラザビル3階

電話：011-205-6500

ファックス：011-205-6501

ホームページ：<http://www.hoppou-d.or.jp>

Eメール：hoppou-d@isis.ocn.ne.jp